

中能登町下水道事業経営戦略

令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

中能登町生活環境課下水道係

改定日: 令和 7（2025）年 12 月

【 目 次 】

第 1 章 はじめに	1
1 経営戦略とは	2
2 業務の目的	2
3 位置づけ	3
4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間	3
第 2 章 事業の概要	4
1 本町の概要	5
1.1 地理	5
1.2 人口の推移	6
1.3 本町の産業	7
2 事業の現況	8
2.1 下水道事業の現況	8
2.2 処理施設の概要	10
2.3 使用料	12
2.4 組織の概要	13
2.5 広域化・共同化・最適化の実施状況	14
2.6 民間活力の活用等	15
3 経営指標を用いた分析	16
3.1 基本方針	16
3.2 経営分析結果（特定環境保全公共下水道事業）	18
3.3 経営分析結果（農業集落排水事業）	29
3.4 経営分析結果（個別排水処理事業）	40
3.5 経営分析結果（3 事業合算）	51
4 まとめ	62
第 3 章 将来の事業環境	63
1 排水需要予測	64
1.1 水洗化人口の予測	65
1.2 有収水量の予測	66
2 施設の見通し	67
3 組織の見通し	67
4 財政収支の見通し	68
4.1 収益的収支	68
4.2 資本的収支	71

4.3 財政収支見通しの算出結果	73
5 まとめ	76
第4章 経営課題と経営改善に向けた取組	77
1 平成28（2016）年度に策定した経営戦略の評価	78
1.1 公営企業会計への移行	78
1.2 効率的な運営による維持管理費の削減	78
1.3 包括的民間委託	78
1.4 平成28（2016）年度に策定した経営戦略の評価まとめ	79
2 経営課題の整理	79
3 経営改善に向けた取組	80
第5章 経営の基本方針	81
1 経営の基本方針	82
第6章 投資・財政計画	83
1 投資・財政計画策定の概要	84
2 投資・財源試算（財政シミュレーション）	84
2.1 投資・財源試算の目標	84
2.2 財源確保ケースの検討	85
2.3 採用ケースの決定	89
第7章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	92
1 投資についての考え方	93
1.1 広域化、共同化、最適化に関する事項	93
1.2 投資の平準化に関する事項	93
1.3 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等）（PPP/PFI など）	93
1.4 その他の取組	93
2 財源についての考え方・検討状況	94
2.1 使用料の見直しに関する事項	94
2.2 資産活用による収入増の取組について	94
2.3 その他の取組	94
3 投資以外の経費についての考え方・検討状況	94
3.1 民間活力活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	94
3.2 職員給与費に関する事項	95
3.3 動力費に関する事項	95
3.4 薬品費に関する事項	95
3.5 修繕費に関する事項	95
3.6 委託費に関する事項	95

3.7 その他の取組	95
第 8 章 経営戦略の事後検証.....	96
1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立	97
2 進捗管理について	97
3 経営戦略の見直しについて	98

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 経営戦略とは

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的な経営の基本計画である。

現在、公営企業の多くは、人口の減少等に伴うサービス需要の減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっている。

各公営企業が将来にわたって安定的にサービスを提供し続けることが可能となるよう、総務省は各公営企業に対し「経営戦略」を令和2（2020）年度末までに策定することを要請し、併せて策定のためのガイドラインを示し、策定した経営戦略は3年から5年内の見直しを行い、令和7年度までに見直し率を100%とすることを要請している。

2 業務の目的

下水道事業は地方公営企業が「公衆衛生の向上」、「浸水防除」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として実施するものである。

下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少を主要要因として、今後、有収水量と使用料収入の減少が予想されている中で、これまで整備を行ってきた施設や管渠の老朽化に伴う大量の更新需要が迫り、厳しさを増していくことが見込まれている。

本業務は、中能登町（以下、「本町」という。）を取り巻く事業環境を勘案し、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供のため、「投資試算（施設・設備投資の見通し）」等による支出と「財源試算（財源の見通し）」を均衡させた「投資・財政計画（収支計画）」を中心に、将来にわたり安定して持続可能な下水道事業経営を確立するため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことを目的とするものである。

経営戦略の策定後は、毎年度進捗管理を行い、実績との乖離について検証する。必要に応じて適宜見直しを行うことにより、この経営戦略を下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置づけるものとする。

3 位置づけ

本町の下水道事業経営戦略は、上位計画である「中能登町総合計画」及び「中能登町 汚水処理構想」等の中能登町の各関連計画の下、国及び県の関連する計画と連動し、今後の下水道事業の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とする（図 1-1 参照）。

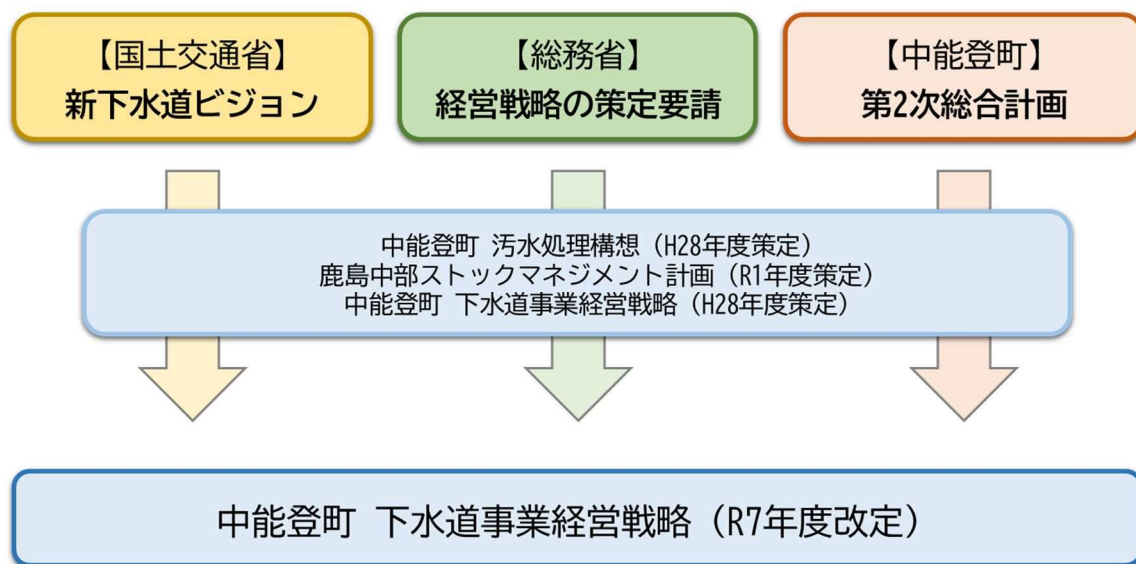


図 1-1 下水道事業経営戦略の位置づけ

4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間

経営戦略の「計画期間」は、総務省の経営戦略策定ガイドラインでは、「10 年以上の合理的な期間を設定する必要がある」とされていることから、令和 7～16（2025～2034）年度の 10 年間を計画期間とする。なお、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月、総務省）」において、経営戦略策定後 3～5 年に一度見直しが必要とされているため、今後も継続して見直しをしていく。

一方、経営戦略の中心である「投資・財政計画」については、同じく「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、「将来試算は可能な限り長期間（30 年～50 年超）であることが望ましい」とされている。加えて、下水道施設の大部分を占める管渠の法定耐用年数が 50 年であることから、本町の投資・財政計画期間は令和 7～56（2025～2074）年度の 50 年間とする。

第2章 事業の概要

第2章 事業の概要

1 本町の概要

1.1 地理

本町の位置図を図 2-1 に示す。

本町は平成 17（2005）年に、（旧）鳥屋町・鹿島町・鹿西町の 3 町が合併し誕生した。

石川県の北半分を占める能登半島のほぼ中央に位置し、南は羽咋市、西は志賀町、北は七尾市、東は富山県氷見市と接しており、面積は 89.45 km² である。地勢は、邑知地溝帯を中心に平野部が七尾市から羽咋市まで拡がり、東側が石動山、西側は眉丈山をそれぞれ中心とし、日本の原風景ともいえる田園を取り巻く丘陵地の緑、潤いのある河川等の自然にも恵まれている。

主要な集落は、平野部と山地の境にある旧街道沿いに細長く分布し、東側の山地から富山県側へは 3 本の県道が通じ、古くから交流があった。また、山地からは多くの小河川が流れ、町の重要な水源となっている。

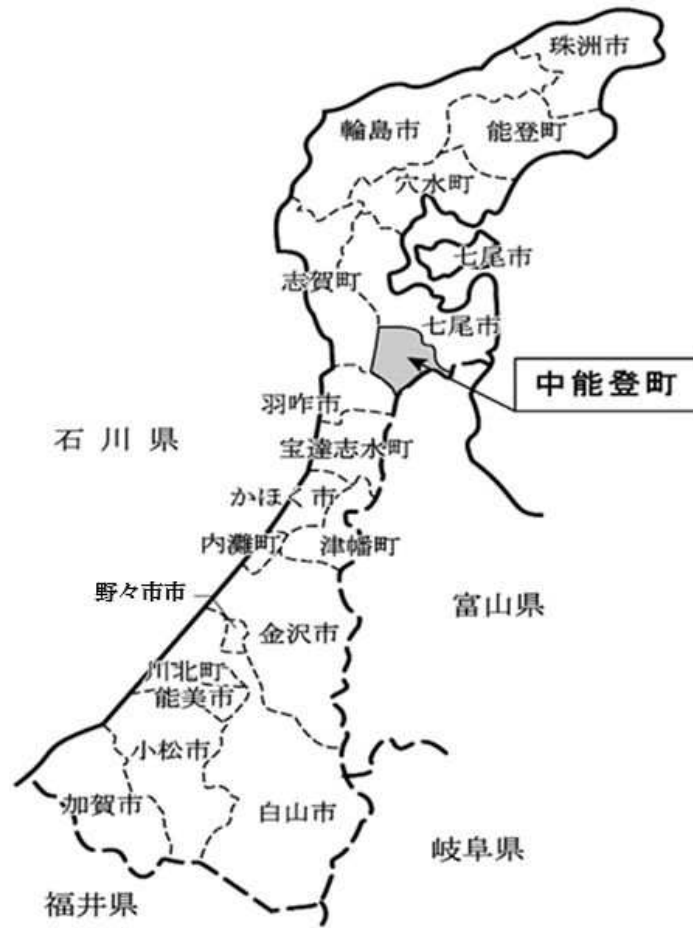
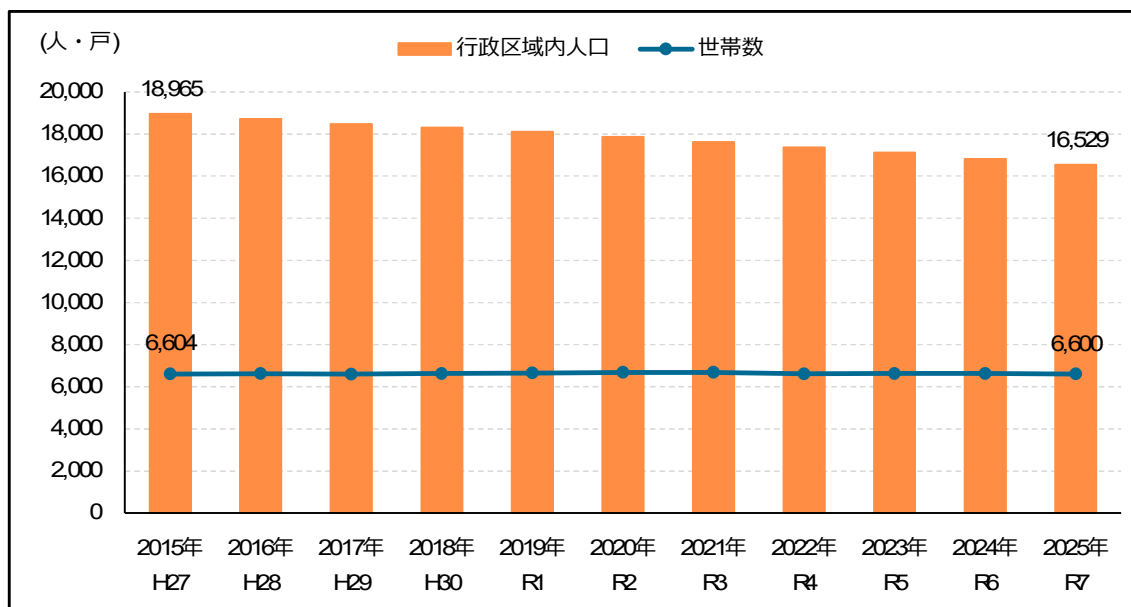


図 2-1 位置図

1.2 人口の推移

本町の平成 26～令和 6（2014～2024）年における、行政区域内人口及び世帯数の推移を図 2-2 に示す。令和 6（2024）年 12 月 1 日現在、行政区域内人口は 16,568 人、世帯数 6,609 世帯となっている。人口の推移は、バブル期の昭和 60～平成 7（1985～1995）年に急激な減少期となった後、2000 年代はほぼ横ばいで推移している。



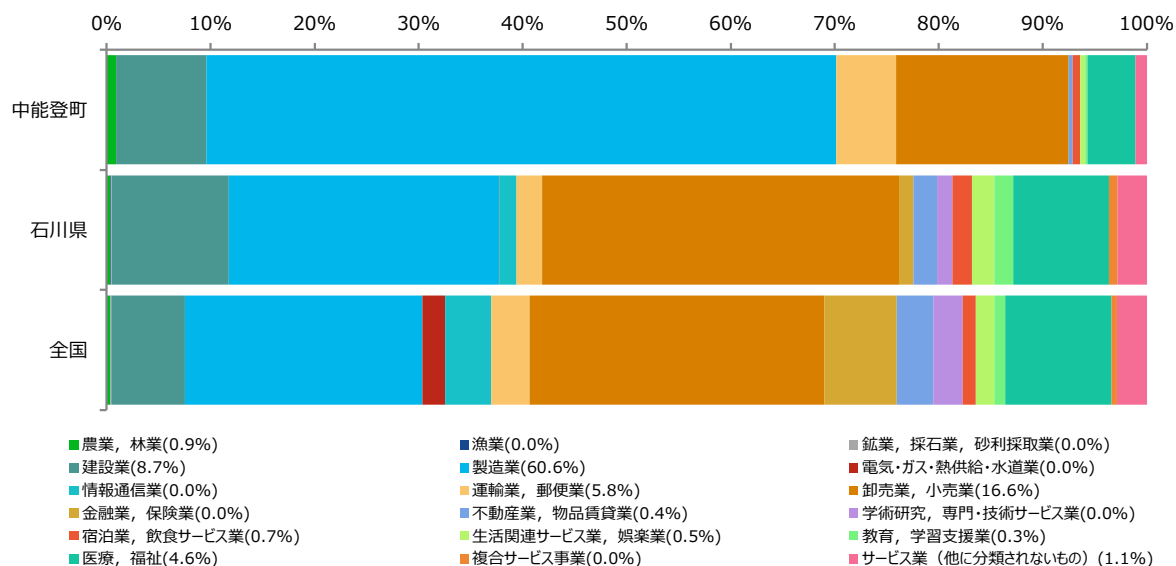
出典）総務省統計局 e-Stat 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図 2-2 人口の推移

1.3 本町の産業

本町の産業大分類別に見た売上高（企業単位）の構成比を図 2-3 に示す。

本町の産業は、基幹産業である農業のほか、石川県内でも最大の繊維産業が栄え、集積度では世界有数の産地である。麻糸を用いた手織りの織物で細やかな絰模様が特徴的な「能登上布」は 2 千年もの歴史があるといわれる伝統麻織物で、現在は石川県指定無形文化財に指定されている。



出典）内閣府 REASAS Summary、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

図 2-3 本町の産業大分類別に見た売上高（企業単位）の構成比（2021 年）

2 事業の現況

2.1 下水道事業の現況

令和 5（2023）年度末時点における下水道事業の現況を表 2-1、汚水処理区域を図 2-4 に示す。

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の 3 つの事業で構成されている。特定環境保全公共下水道事業は平成 2（1990）年度から整備を進め、平成 5（1993）年度に供用を開始した。農業集落排水事業は平成元（1989）年度から整備を進め、平成 3（1991）年度に供用を開始した。個別排水処理事業は平成 8（1996）年度から整備を進め、平成 9（1997）年度に供用を開始した。令和 4（2022）年度末の汚水処理人口普及率は 99.8%となっている¹。

整備の概成により今後の新設整備事業の投資は抑制されるが、それぞれの事業が供用開始より 30 年前後の年数が経過しており、今後は施設の更新需要の増大が見込まれる。今後は、施設整備と併せてストックマネジメントに取り組むほか、近年の頻発する自然災害への対応等、下水道事業に対する投資は多様化しており、より一層、計画的な投資を行う必要がある。

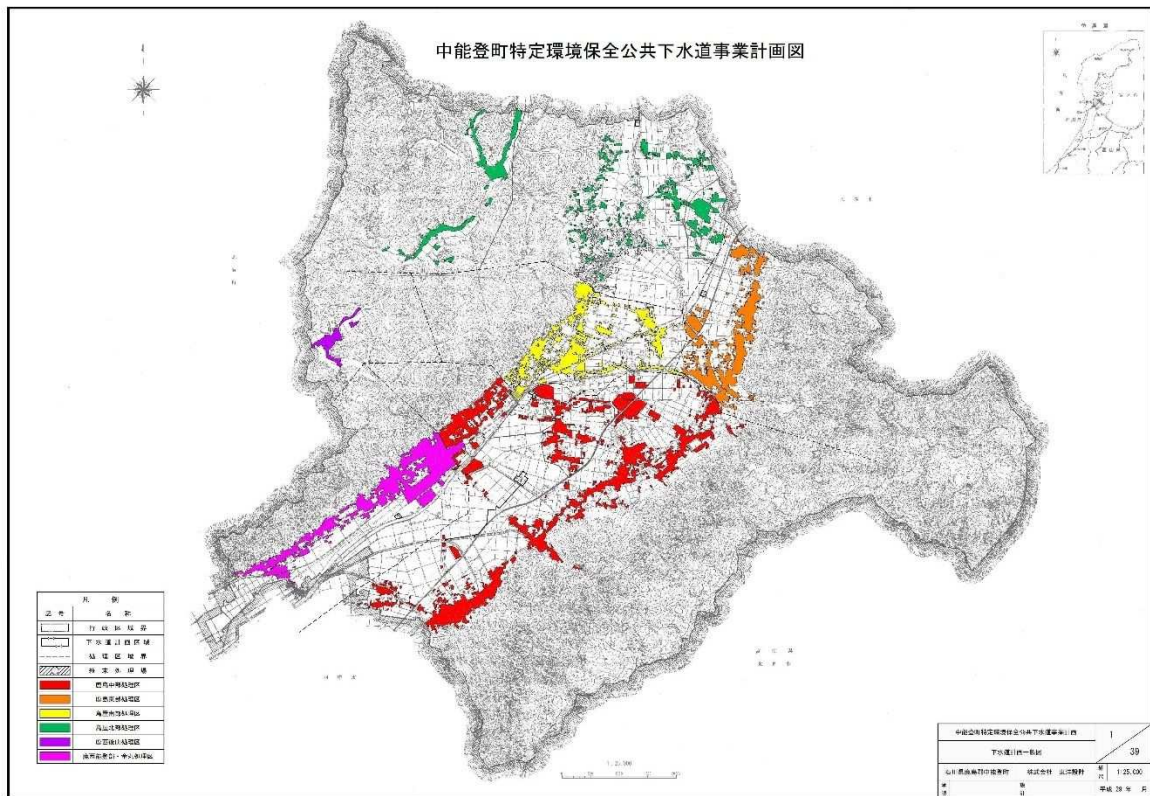
表 2-1 特定環境保全公共下水道事業の概要

項目	内容
供用開始年年度	平成5（1993）年
供用開始後年数	32年
法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	法適用（令和元（2019）年度から一部適用）
処理区域内人口密度	25.1人/ha
流域下水道等への接続の有無	なし
処理区数	5処理区（鳥屋南部処理区、鳥屋北部処理区、鹿島中部処理区、 鹿島東部処理区、鹿西中部処理区）
処理場数	5処理場（鳥屋南部浄化センター、鳥屋北部浄化センター、 鹿島中部クリーンセンター、鹿島東部クリーンセンター、 鹿西中部浄化センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	平成22年度に策定した「中能登町汚水処理施設基本構想」を踏まえ、 整備済み農業集落排水処理事業のうち、3処理区を特定環境保全公共 下水道事業に統合した。

令和 5（2023）年度末時点

¹ 石川県，“令和 4 年度末 汚水処理人口普及率”，石川県，2023-11-20.

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatsuhaisui/shiryo/gesui/3hukyur4.html>，2024-12-25.



2.2 処理施設の概要

本町下水道事業の処理施設である各処理場の概要を表 2-2 に示す。

表 2-2 各処理場の概要

鹿島中部クリーンセンター（鹿島中部処理区）

項目	施設能力/容量
所在地	久江ク部74番地
供用開始	平成8年10月28日
排除方式	分流式
計画処理人口	4,460人
計画汚水量	2,300m ³ （日最大汚水量）
計画処理能力	2,700m ³ （日最大汚水量）
汚水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→貯留→脱水→場外搬出
流入区域	久江地内、福田地内（二級河川久江川）

鹿島東部クリーンセンター（鹿島東部処理区）

項目	施設能力/容量
所在地	武部ち部13番地
供用開始	平成14年12月10日
排除方式	分流式
計画処理人口	2,400人
計画汚水量	900m ³ （日最大汚水量）
計画処理能力	1,300m ³ （日最大汚水量）
汚水処理方式	長時間エアレーション法(単槽式無酸素好気運転)
汚泥処理方式	濃縮→貯留→脱水→場外搬出
流入区域	武部地内（農業排水路）

鳥屋南部浄化センター（鳥屋南部処理区）

項目	施設能力/容量
所在地	良川や部24番地
供用開始	平成9年12月10日
排除方式	分流式
計画処理人口	2,400人
計画汚水量	1,000m ³ （日最大汚水量）
計画処理能力	820m ³ （日最大汚水量）
汚水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→貯留→脱水→場外搬出
流入区域	良川地内（農業排水路を経て二級河川長曾川）

鳥屋北部浄化センター（鳥屋北部処理区）

項目	施設能力/容量
所在地	大槻己部10番地
供用開始	平成13年3月31日
排除方式	分流式
計画処理人口	2,310人
計画汚水量	900m ³ （日最大汚水量）
計画処理能力	1,100m ³ （日最大汚水量）
汚水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→貯留→(脱水)→場外搬出
流入区域	大槻地内（農業排水路を経て二級河川二宮川）

鹿西中部浄化センター（鹿西能登部・金丸処理区）

項目	施設能力/容量
所在地	能登部下135部27番地
供用開始	平成5年10月1日
排除方式	分流式
計画処理人口	2,100人
計画汚水量	900m ³ （日最大汚水量）
計画処理能力	1,300m ³ （日最大汚水量）
汚水処理方式	オキシデーションディッチ法(POD)
汚泥処理方式	濃縮→貯留→脱水→場外搬出
流入区域	能登部下地内（排水路N-1号）

令和5（2023）年度末時点

2.3 使用料

本町では町水道の使用量を使用汚水量としているが、井戸水など水道以外の水を使用している場合は世帯人数から認定水量を算出し、使用汚水量とし、使用料を算定している。本町の公共下水道使用料体系を表 2-3 に示す。現行使用料は、市町村合併時に料金統一を図り、令和 4（2022）年 4 月に使用料改定を行った。

表 2-3 下水道使用料の料金表（m³/月、税込み）

	基本使用料 （水量 10 m ³ 含む）	従量使用料 （1 m ³ につき）
一般	1,650 円	165 円
公衆浴場	—	88 円

令和 6（2024）年度末時点

条例上の使用料²及び実質的な使用料³を表 2-4 に示す。

表 2-4 各下水道事業の条例上の使用料及び実質的な使用料（20 m³当たり、税込み）

事業名		特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水処理事業
条例上の 使用料	令和 4（2022）	3,300 円	3,300 円	3,300 円
	令和 5（2023）	3,300 円	3,300 円	3,300 円
	令和 6（2024）	3,300 円	3,300 円	3,300 円
実質的な 使用料	令和 4（2022）	3,420 円	3,515 円	3,601 円
	令和 5（2023）	3,409 円	3,555 円	3,517 円
	令和 6（2024）	円	円	円

令和 6（2024）年度末時点

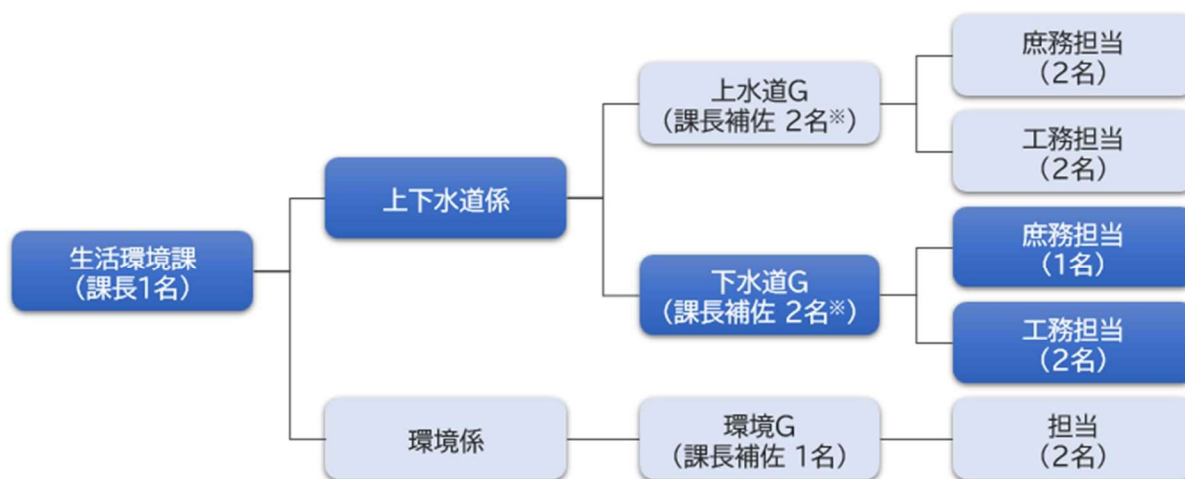
² 条例上の使用料：団体ごとに基本料金や従量料金（使用した水量ごとの単価）を決定し条例で定めた料金体系を基に算出した一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう

³ 実質的な使用料：年間使用料収入を年間有収水量で除したものに 20（m³）を乗じたもの（家庭用のみでなく営業用を含む）をいう

2.4 組織の概要

図 2-5 に組織図を示す。

本町の下水道事業は、生活環境課・上下水道係で構成されており、令和 7（2025）年 4 月時点の総職員数は課長補佐以下、事務職が 4 名となっている。



※上水道Gおよび下水道Gの課長補佐のうち1名は環境Gの課長補佐と兼務しており、人員としてはそれぞれ実質1名となる。

図 2-5 下水道事業組織図

2.5 広域化・共同化・最適化の実施状況

石川県が進めている「石川県生活排水処理事業広域化・共同化計画（令和 5 年度）」において本町は能登中央ブロックに属し、広域化・共同化の検討を進めている（図 2-6 参照）。現時点で具体的な計画は進められていないが、中期的な方針として特定環境保全公共下水道を含む公共下水道処理区の統廃合を進めることとなっている。



出典：石川県生活排水処理事業広域化・共同化計画（令和 5 年 3 月）

図 2-6 広域化・共同化ブロック割

2.6 民間活力の活用等

2.6.1 民間活力の状況

(1) 民間委託

下水道事業では、これまで管理の一部を民間に委ねるなど管理合理化を図っている（表 2-5 参照）。

表 2-5 民間委託一覧

委託業務	内容
汚水処理施設維持管理	汚水処理施設の維持管理、保守、障害対応、等
汚泥収集運搬業務	汚泥の収集運搬及び処理処分
電気保安全管理	月次点検及び年次点検
処理場水質検査業務委託	水質の分析、評価、監視、等
管路清掃業務	管路の清掃
下水道台帳システム保守管理	下水道台帳システムの保守、障害対応、等
下水道台帳システム更新業務	下水道台帳システムのデータ更新、等
資産調査評価業務	資産の調査、評価、整理及び台帳作成
上下水道料金システム更新	上下水道料金システムの保守、障害対応、等
機械電気設備更新詳細設計	機器設備の詳細設計
下水道管路災害復旧業務委託	被災した管路の復旧、更新作業

令和 6（2024）年度末時点

(2) PPP・PFI

令和 7（2025）年度現在、PPP・PFI を活用した事業は実施していない。一方で PPP・PFI の推進に向け平成 30（2018）年度から改正 PFI 法が施行されるなど国による支援機能は一層強化されている。

今後、本町においても効率的かつ効果的で質の高い公共サービスを提供するため、多様な PPP・PFI 事業の導入の活用方法を検討していくことが望ましい。

2.6.2 資産活用の状況

令和 7（2025）年 3 月から鹿島中部クリーンセンターにおいて、能登地域で初めて自治体として太陽光 PPA サービスを導入する。設備規模は太陽光パネル容量 193.5kW であり、本施設にてその発電分を消費する。今回の取組は、既存のバイオマス発電設備と共に温室効果ガスの排出抑制と環境保全を目指すもので、これをきっかけに町全体での脱炭素化を推進していく。なお、今回の取組による、太陽光発電量は一般家庭の約 67 世帯分に相当し、年間約 97t の二酸化炭素排出量の削減（2023 年度比▲24.0%）を見込む。

3 経営指標を用いた分析

3.1 基本方針

3.1.1 経営指標

下水道事業の経営の状況を把握するため、総務省が公表する「令和 5 年度決算 経営比較分析表」（以降、「経営比較分析表」という。）に基づき、「経営の健全性・効率性」「施設の老朽化」の観点の指標（表 2-6 及び表 2-7）を用いて、経営分析を実施し、経営の現状・課題の「見える化」を図る。経営分析は、過去 5 年間（令和元～5（2019～2023）年度）を対象に経年比較及び他団体との比較を行う。

表 2-6 経営指標（健全性・効率性）

指標	算出式	意味
① 経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す。100％を超えていることが望ましい。
② 累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度末処理欠損金}}{\text{営業収益－受託工事収益}} \times 100$	累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す。0％であることが望ましい。
③ 流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	1年以内に返済が必要な債務を、1年以内に現金化できる資産でどれだけ賄うことができるかを表す。100％を超えていることが望ましい。
④ 企業債残高対事業規模比率（％）	$\frac{\text{企業債現在高合計－一般会計負担額}}{\text{給水収益－受託工事収益－雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す。事業体の状況により企業債残高比率は異なるため、望ましいとされる明確な値はない。
⑤ 経費回収率（％）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$	使用量で回収すべき経費を使用料収入でどの程度賄えているかを表す。100％を超えていることが望ましい。
⑥ 污水处理原価（円）	$\frac{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量1㎡あたりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に関するコストを表す。
⑦ 施設利用率（％）	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標となる。
⑧ 水洗化率（％）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して污水处理している人口の割合を表す。当該数値は100％となることを目指すことが望ましい。

表 2-7 経営指標（老朽化）

指標	算出式	意味
① 有形固定資産 減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。数値が大きいかほど資産の老朽化が進行していることを示している。
② 管渠経年化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道敷設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す。数値が大きいかほど管渠の老朽化が進行していることを示している。
③ 管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道敷設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す。管渠の更新ペースや実施状況を把握するために用いる。

3.1.2 類似団体区分

比較対象とする団体は、経営比較分析表の類似団体区分に基づき、本町と同じ区分の団体（特定環境保全公共下水道事業：区分 D1、農業集落排水事業：区分 F1、個別排水処理事業：区分 L2）とする（表 2-8 参照）。

表 2-8 類似団体区分

供用開始後 年数別区分	特定環境保全公共下水道事業		農業集落排水事業		個別排水処理事業	
	類型区分	団体数	類型区分	団体数	類型区分	団体数
30 年以上	D1	191	F1	302	L1	1
15 年以上	D2	500	F2	563	L2	135
15 年未満	D3	23	F3	7	L3	11

（総務省）令和 5 年度「経営比較分析表」類似団体区分

3.2 経営分析結果（特定環境保全公共下水道事業）

3.2.1 経営の健全性・効率性（特定環境保全公共下水道事業）

（1）経常収支比率（特定環境保全公共下水道事業）

地方公営企業法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

本町の経常収支比率は、令和 4（2022）年度を除き 100%以上で推移しており、単年度収支としては均衡または黒字の状態を維持している。一方で、令和 4（2022）年度に使用料改定を実施したが、類似団体や全国平均と比較しても低い水準であり改善効果は限定的であった。このため、引き続き費用の適正化や収入確保に取り組み、経営基盤の一層の強化を図る必要がある。（図 2-7 参照）。

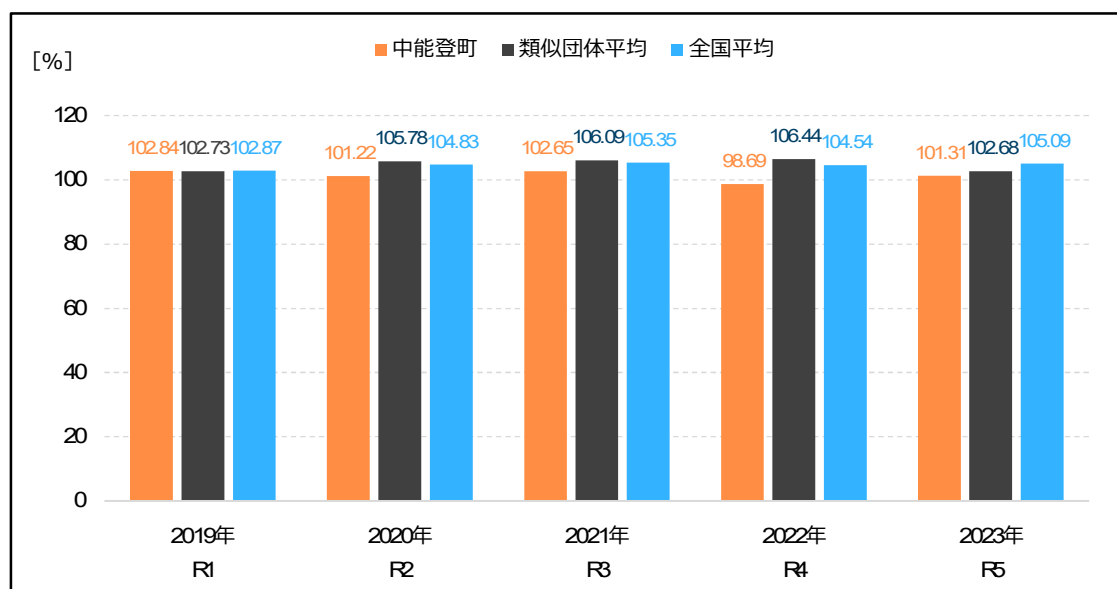


図 2-7 経常収支比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(2) 累積欠損金比率（特定環境保全公共下水道事業）

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。この指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

本町の特定環境保全公共下水道事業では直近 5 年間で累積欠損金は発生していない（図 2-8 参照）。

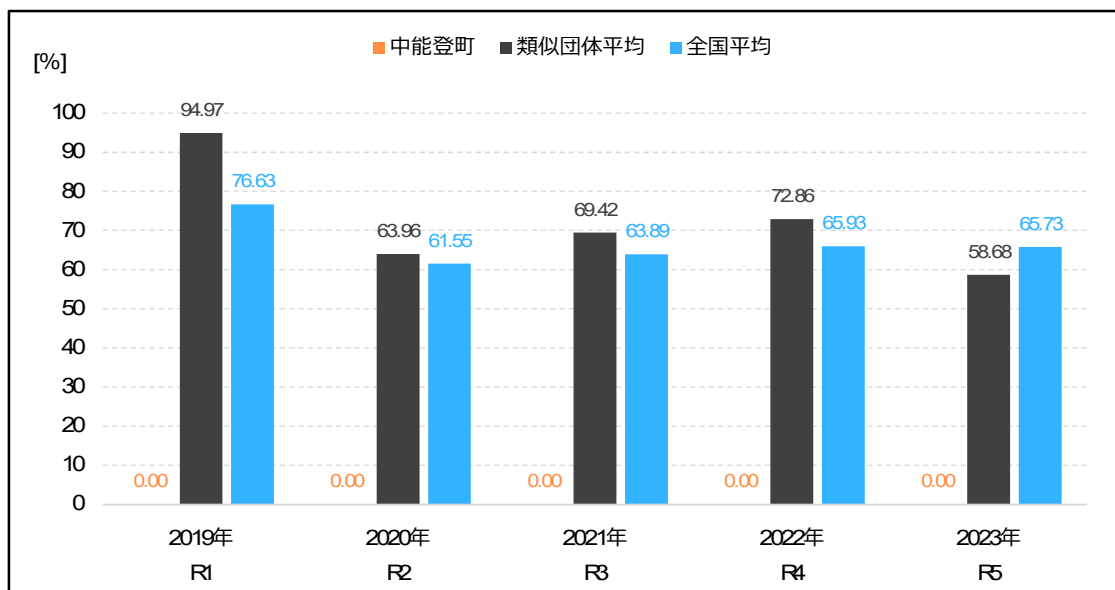


図 2-8 累積欠損金比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(3) 流動比率（特定環境保全公共下水道事業）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。この指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

本町の特定環境保全公共下水道事業における流動比率は100%に届かず、類似団体平均及び全国平均と比較しても低い水準にあり、短期的な支払能力に懸念が生じている。支払いに対し不足する財源については、一般会計からの繰入や平準化債にて賄っている（図2-9参照）。

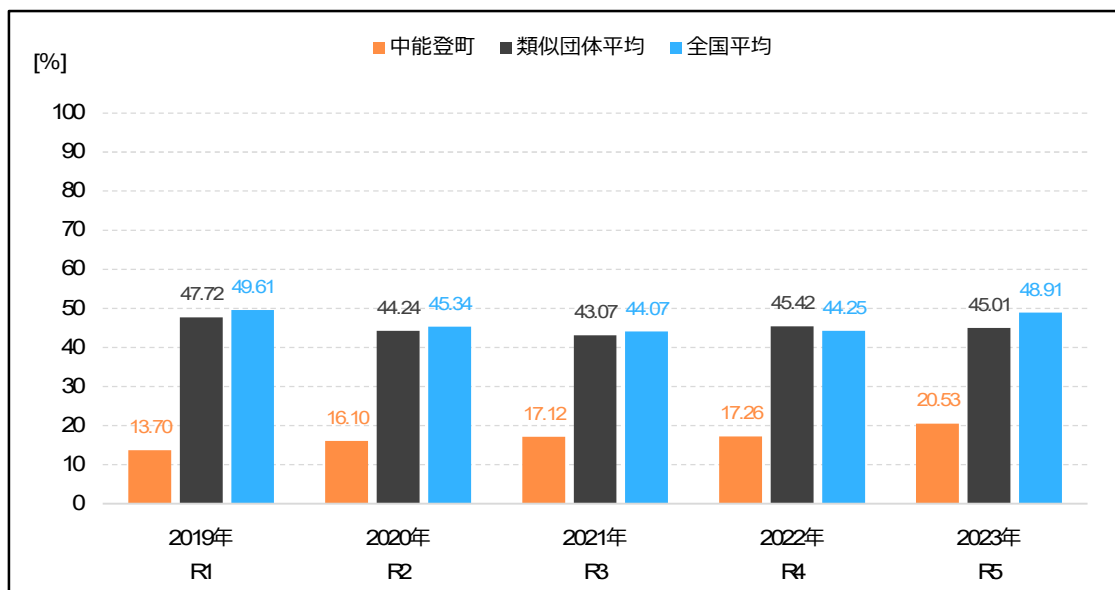


図 2-9 流動比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(4) 企業債残高対事業規模比率（特定環境保全公共下水道事業）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。この指標については明確な数値基準はないが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握するための参考指標になる。

本町の特定環境保全公共下水道事業における企業債残高対事業規模比率は過去 5 年間で減少傾向にあるものの、類似団体平均及び全国平均と比較して 2 倍以上の高い水準にある。今後の老朽化設備の更新等において企業債が更に増加することが想定されるため、将来世代に過度な負担とならないよう、起債額の十分な検討が必要となる（図 2-10 参照）。

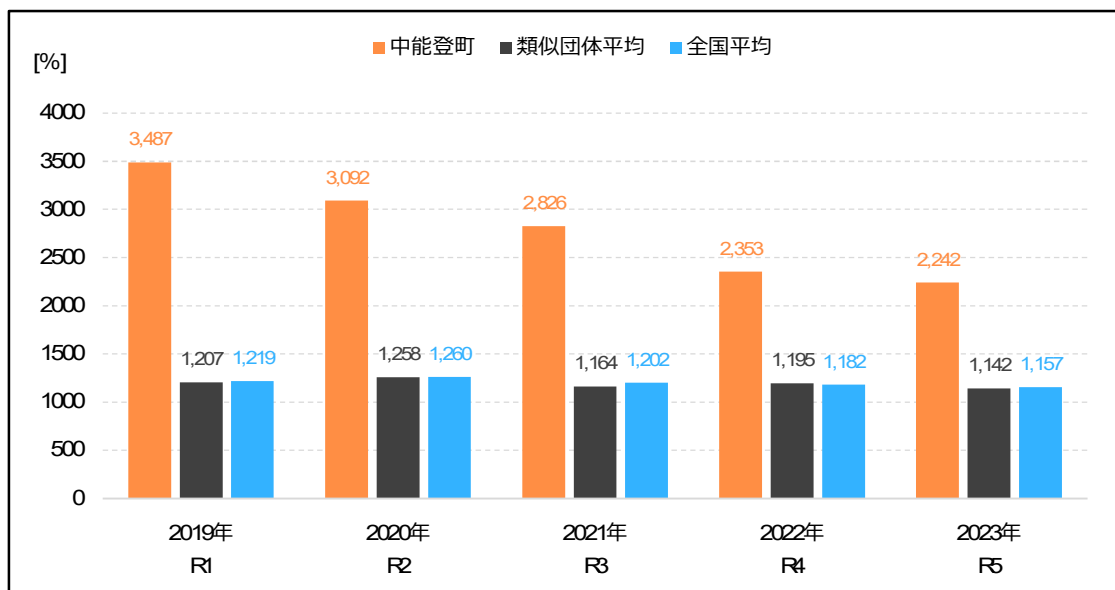


図 2-10 企業債残高対事業規模比率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(5) 経費回収率（特定環境保全公共下水道事業）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要である。

本町の特定環境保全公共下水道事業における経費回収率は目標の 100%を下回っているものの、令和元（2019）年度では類似団体平均及び全国平均と比較して大幅に低い水準にあったが、過去 5 年間のトレンドでは上昇基調にあり、令和 2（2020）年度以降は同程度の水準となっている。今後も本指標を 100%に近づけるべく、引き続き経営改善に向けた取組が求められる（図 2-11 参照）。

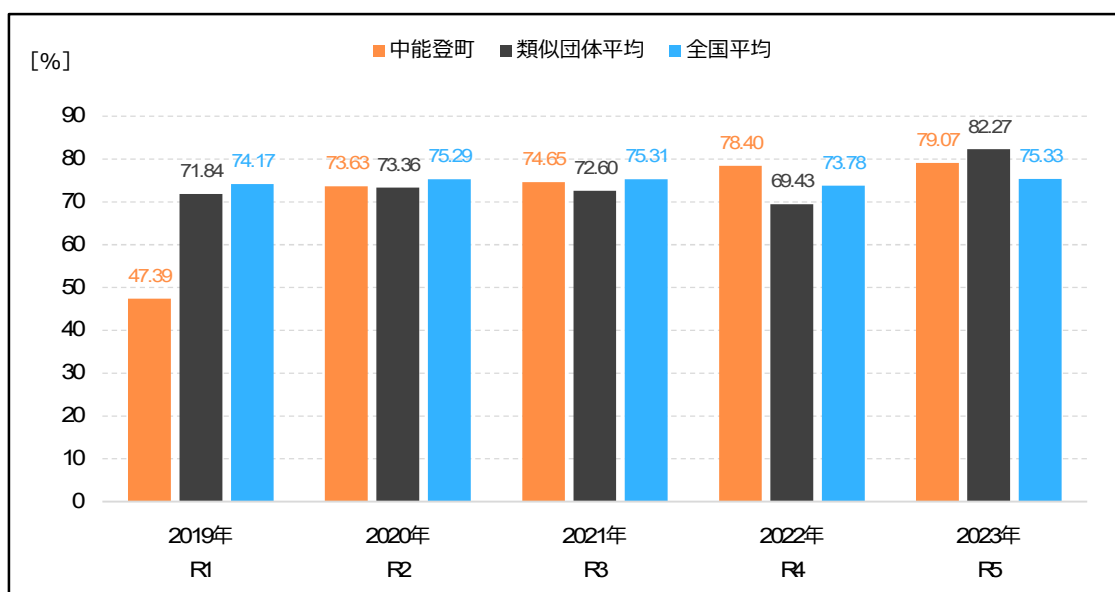


図 2-11 経費回収率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(6) 汚水処理原価（特定環境保全公共下水道事業）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

本町の特定環境保全公共下水道事業における汚水処理原価は、令和元（2019）年度では類似団体平均及び全国平均と比較して高い水準にあったが、令和 2（2020）年度以降では類似団体平均や全国平均と比較して低い水準となっている。今後も人口減少による有収水量の減少が見込まれることから、水洗化率の向上と維持管理費の削減に努める必要がある（図 2-12 参照）。

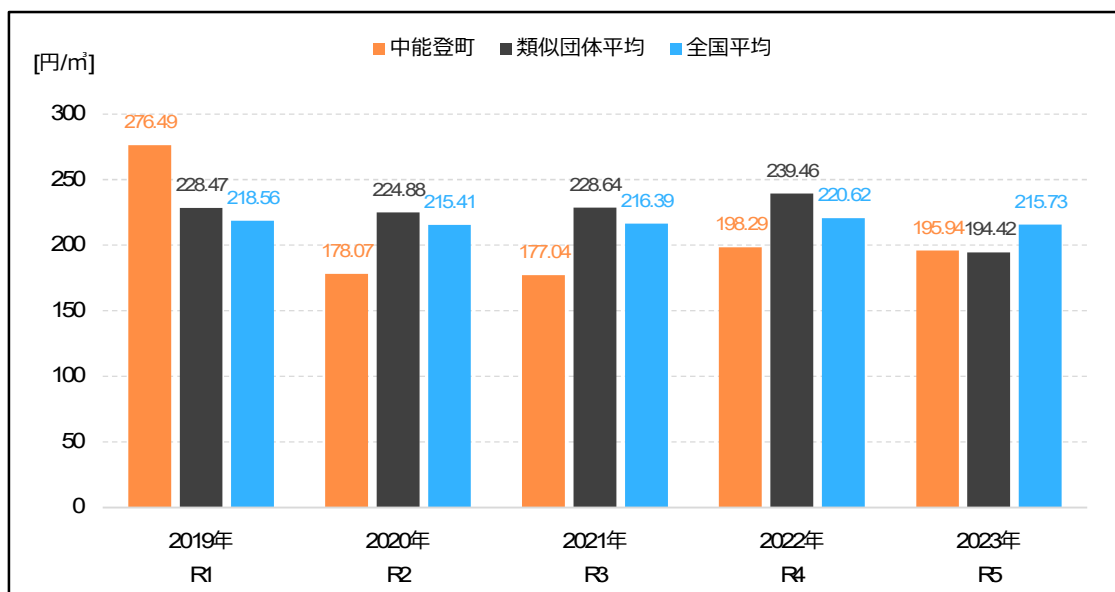


図 2-12 汚水処理原価の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(7) 施設利用率（特定環境保全公共下水道事業）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

本町の特定環境保全公共下水道事業における施設利用率は類似団体及び全国平均と比較して高い状況となっているが、今後の汚水処理人口の減少を踏まえ、適切な施設規模となるよう統廃合事を進めていくことが望ましい（図 2-13 参照）。

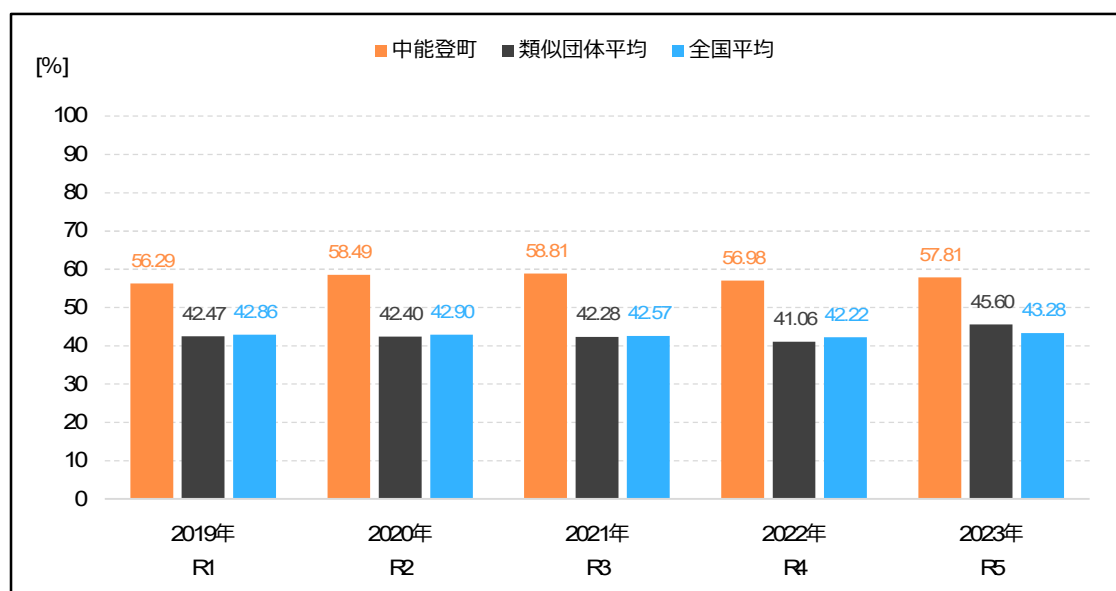


図 2-13 施設利用率（特定環境保全公共下水道事業）

(8) 水洗化率（特定環境保全公共下水道事業）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

本町の特定環境保全公共下水道事業における水洗化率は類似団体平均及び全国平均をやや上回る水準にあり、過去5年で微増している。100%に近付けるため、引き続き接続率の向上に努めていく（図2-14参照）。

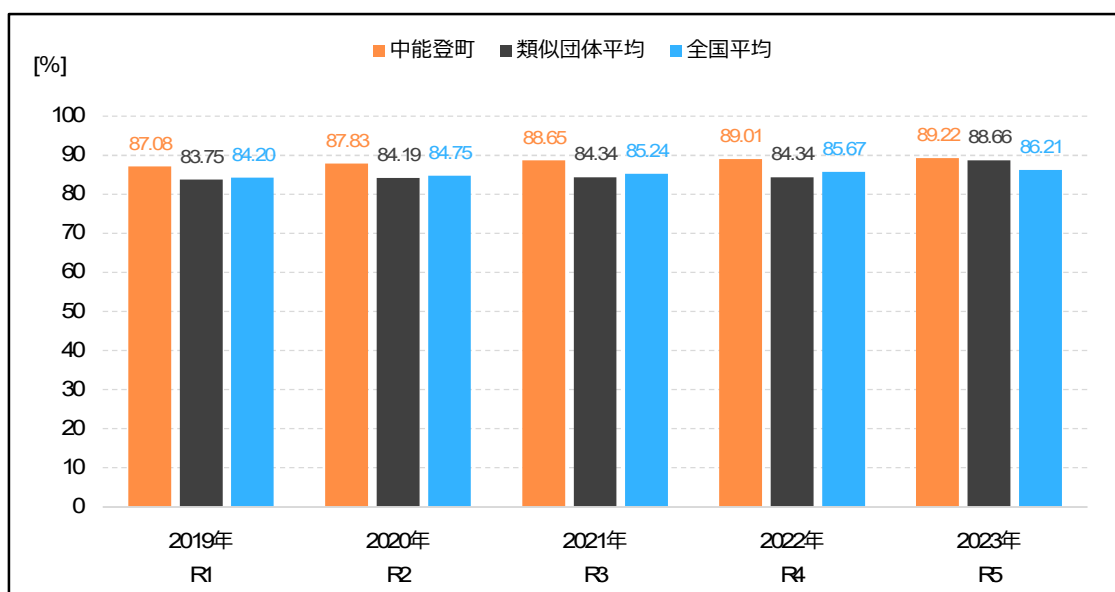


図 2-14 水洗化率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

3.2.2 老朽化の状況（特定環境保全公共下水道事業）

（1）有形固定資産減価償却率（特定環境保全公共下水道事業）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

本町の特定環境保全公共下水道事業における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均及び全国平均と比較して低い水準にあるものの、過去 5 年間で上昇基調にあり、供用開始から 30 年近くが経過していることから今後も耐用年数が経過した資産の増加が見込まれるため、本指標を注視しつつ、計画的に設備更新を推進する必要がある（図 2-15 参照）。

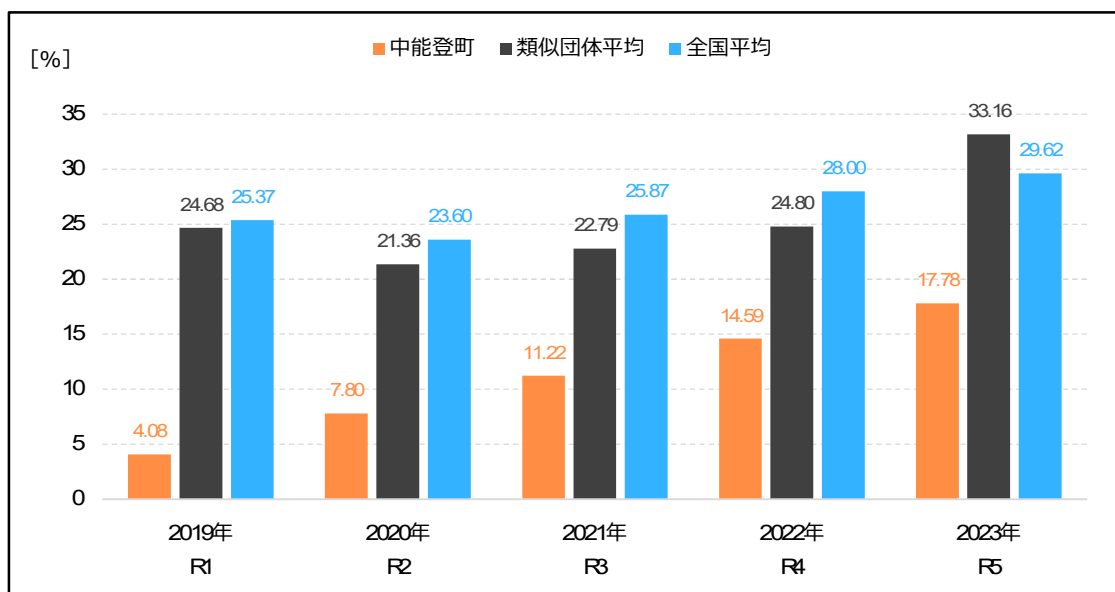


図 2-15 有形固定資産減価償却率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(2) 管渠老朽化率（特定環境保全公共下水道事業）

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

本町の特定環境保全公共下水道事業では直近5年間で法定耐用年数を超えた管渠は発生していない（図 2-16 参照）。

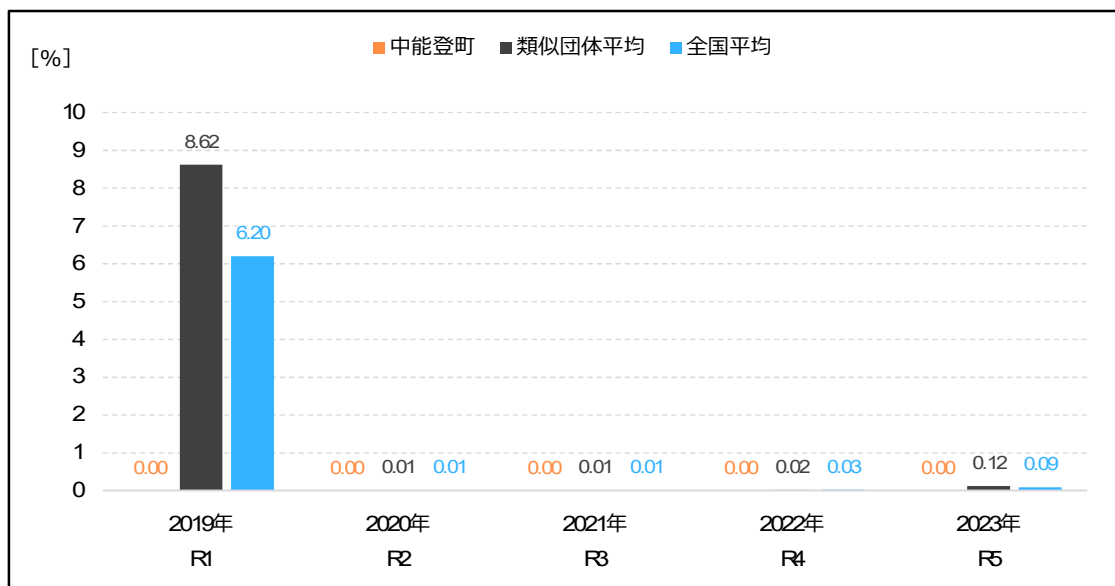


図 2-16 管渠老朽化率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

(3) 管渠改善率（特定環境保全公共下水道事業）

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

本町の特定環境保全公共下水道事業では法定耐用年数を迎える管渠がないため、過去 5 年間に
おいて更新した管路はない（図 2-17 参照）。

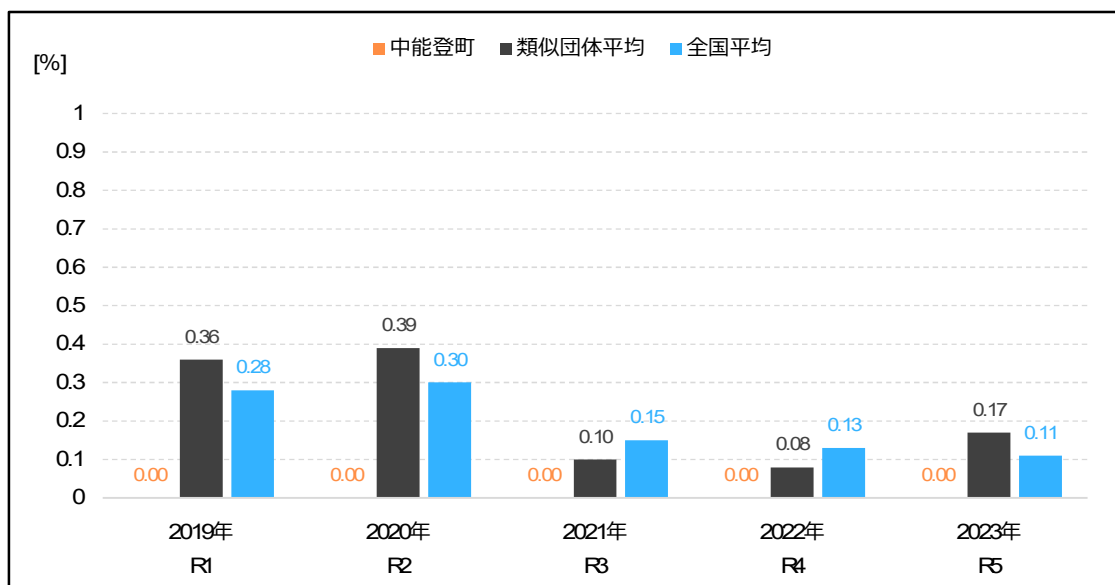


図 2-17 管渠改善率の推移（特定環境保全公共下水道事業）

3.3 経営分析結果（農業集落排水事業）

3.3.1 経営の健全性・効率性（農業集落排水事業）

（1）経常収支比率（農業集落排水事業）

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

本町の農業集落排水事業における経常収支比率は過去 5 年間に於いて 100%前後で推移している。類似団体平均及び全国平均との比較では、令和元（2019）年度では上回っていたものの、令和 2（2020）年度以降は下回っている。引き続き経営改善に努め、100%以上を維持することが求められる（図 2-18 参照）。

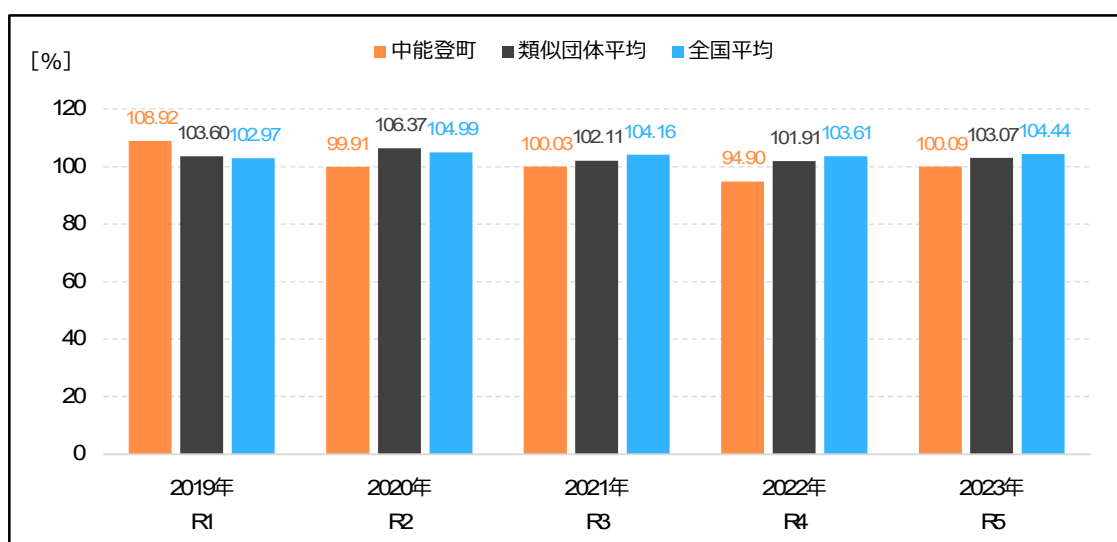


図 2-18 経常収支比率の推移（農業集落排水事業）

(2) 累積欠損金比率（農業集落排水事業）

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。この指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

本町の農業集落排水事業における累積欠損金比率は令和 2（2020）年度で大幅に上昇している。こちらは施設の統廃合に起因するもので、今後は経営改善を進める中で本指標を低下させていくことが求められる（図 2-19 参照）。

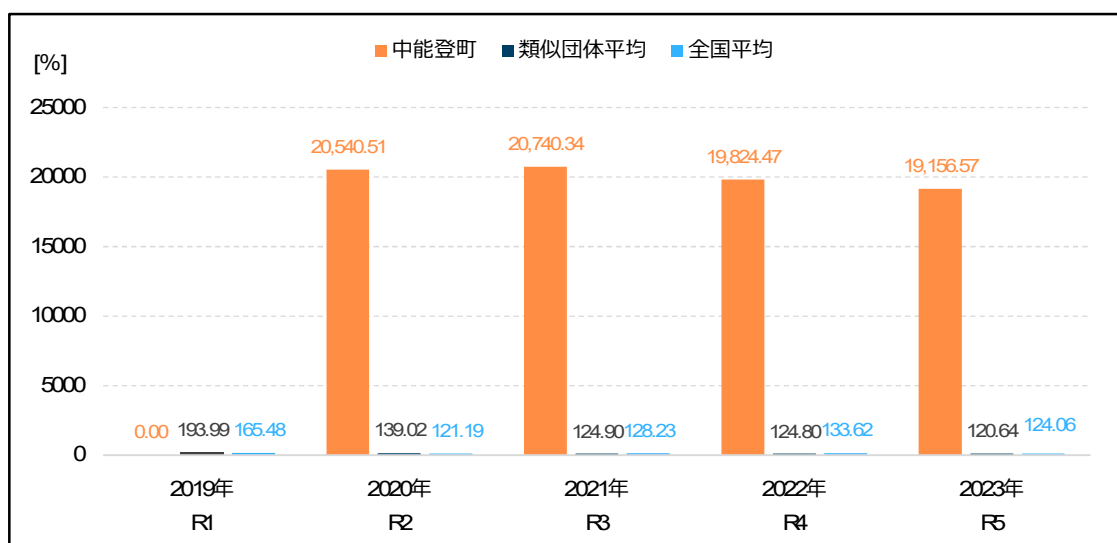


図 2-19 累積欠損金比率の推移（農業集落排水事業）

(3) 流動比率（農業集落排水事業）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。この指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

本町の農業集落排水事業における流動比率は100%を大きく下回っている。また類似団体及び全国平均と比較しても低い水準にあり、短期的な支払能力に懸念が生じている。支払いに対し不足する財源については、一般会計からの繰入や平準化債にて賄っている（図2-20参照）。

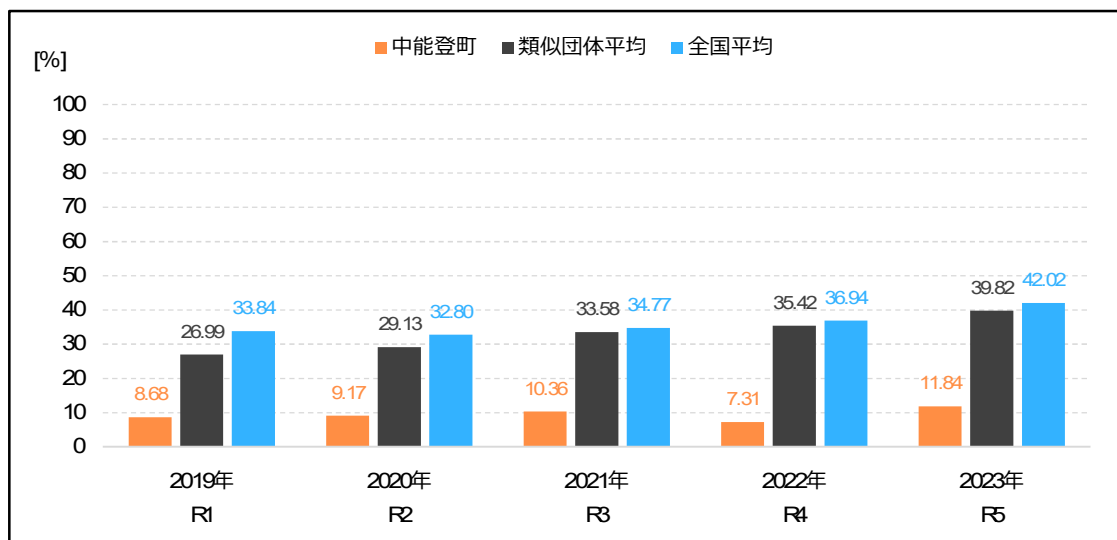


図 2-20 流動比率の推移（農業集落排水事業）

(4) 企業債残高対事業規模比率（農業集落排水事業）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。この指標については明確な数値基準はないが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握するための参考指標になる。

本町の農業集落排水事業における企業債残高対事業規模比率は過去4年間で減少傾向にあるものの、類似団体平均及び全国平均と比較して非常に高い水準にある。今後の老朽化設備の更新等において企業債が更に増加することが想定されるため、将来世代に過度な負担とならないよう、起債額の十分な検討が必要となる（図2-21参照）。

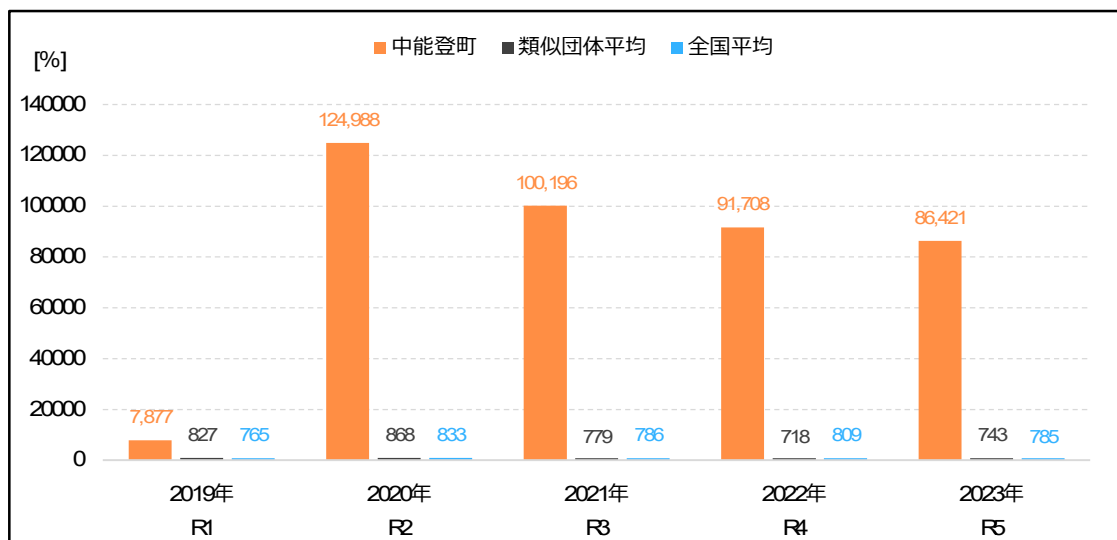


図 2-21 企業債残高対事業規模比率の推移（農業集落排水事業）

(5) 経費回収率（農業集落排水事業）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要である。

本町の農業集落排水事業における経費回収率は施設の統廃合による事業縮小の影響などにより、令和 2（2020）年度に大幅に減少している。その後は徐々に増加傾向にあるが、直近の令和 5（2023）年度でも 40%を下回り、類似団体及び全国平均と比較しても低い水準にある。今後、污水处理費の削減に努めることにより経費回収率の向上を図ることが求められる（図 2-22 参照）。

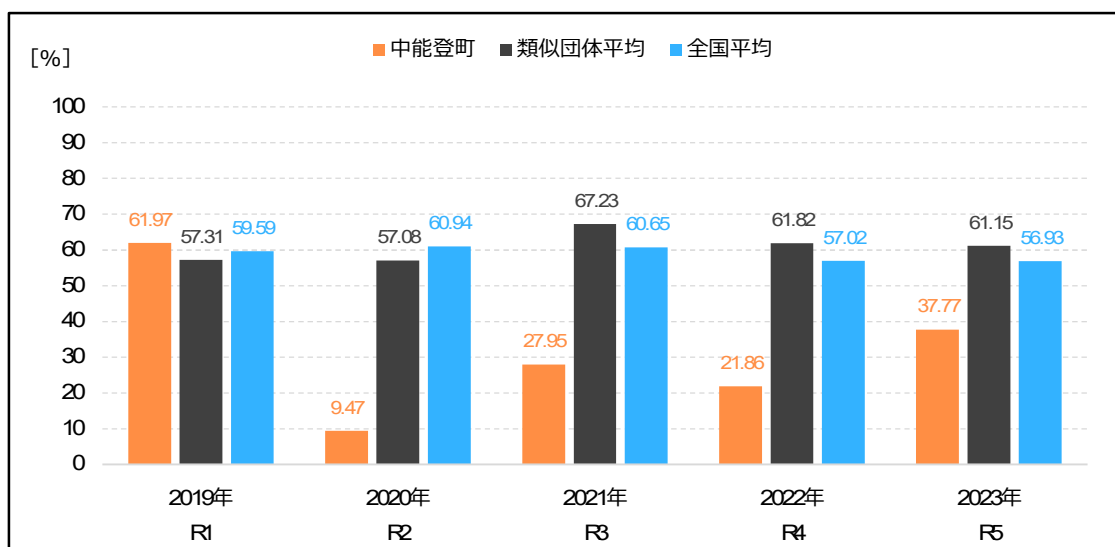


図 2-22 経費回収率の推移（農業集落排水事業）

(6) 污水处理原価（農業集落排水事業）

有収水量 1 m³当たりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標である。

本町の農業集落排水事業における污水处理原価は、令和 2（2020）年度に一時的に大幅に増加し、翌年以降は低下した。しかしながら、類似団体平均及び全国平均と比較しても高い水準にあるため、水洗化率の向上や維持管理費の削減により原価を適正な水準に抑えた事業運営が求められる（図 2-23 参照）。

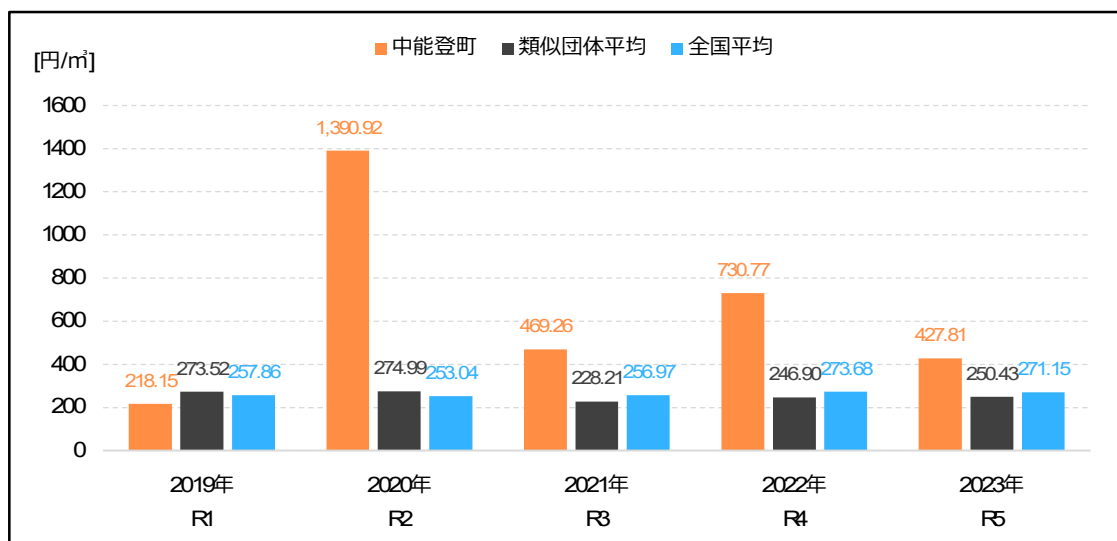


図 2-23 污水处理原価の推移（農業集落排水事業）

(7) 施設利用率（農業集落排水事業）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

本町の農業集落排水事業における施設利用率は、類似団体平均及び全国平均と比較して低い水準にあり、今後の汚水処理人口の減少を踏まえると、適切な施設規模となるよう運営管理に努めることが求められる（図 2-24 参照）。

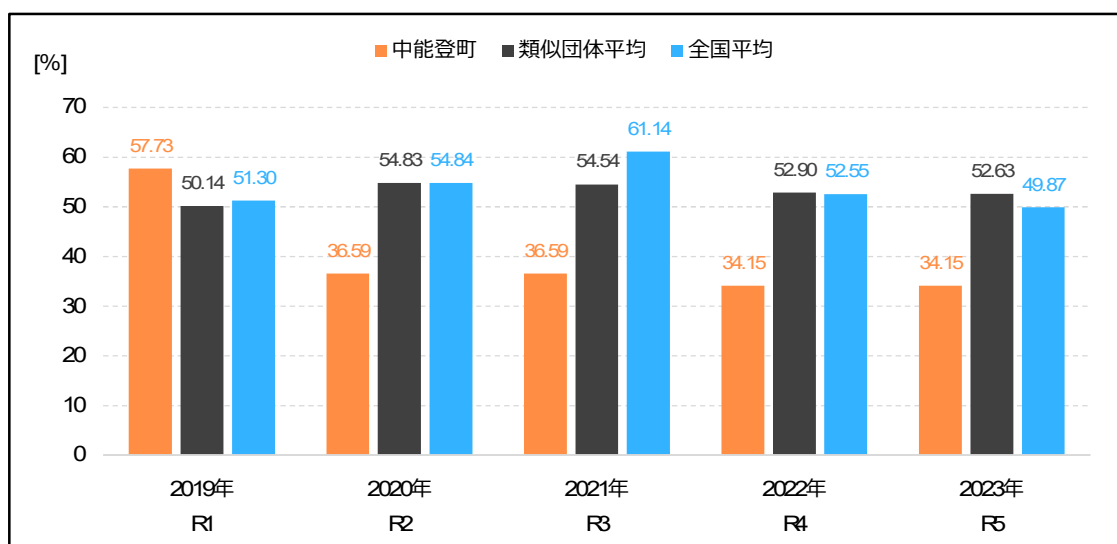


図 2-24 施設利用率（農業集落排水事業）

(8) 水洗化率（農業集落排水事業）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

本町の農業集落排水事業における水洗化率は、令和2（2020）年度以降で類似団体及び全国平均と比較して低い水準で推移している。100%に近付けるため、引き続き接続率の向上に向けた経営努力が求められる（図2-25 参照）。

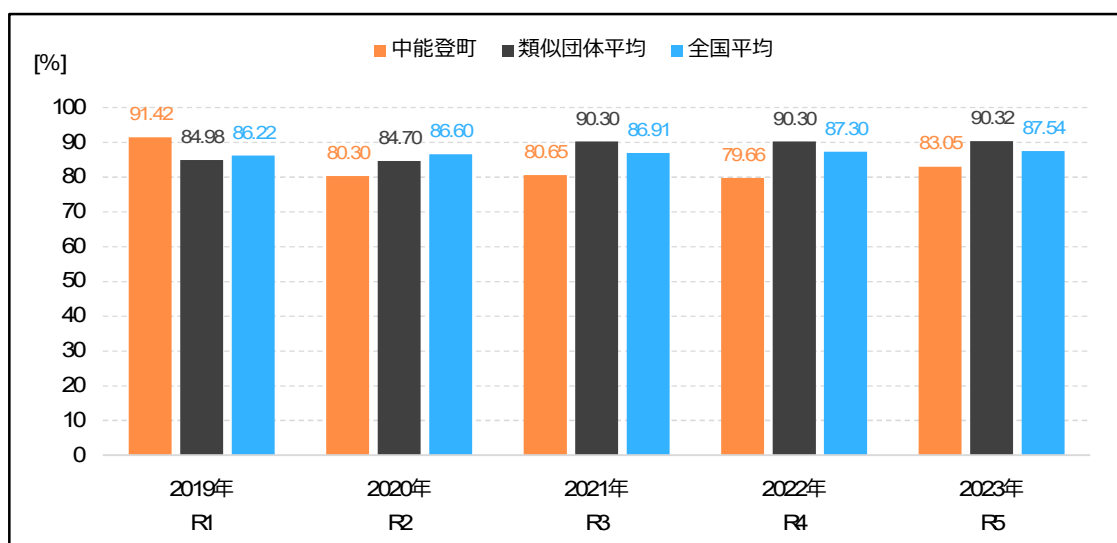


図 2-25 水洗化率の推移（農業集落排水事業）

3.3.2 老朽化の状況（農業集落排水事業）

（1）有形固定資産減価償却率（農業集落排水事業）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

本町の農業集落排水事業における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均及び全国平均と比較して低い水準にあるものの、過去 5 年間で上昇基調にあり、供用開始から 30 年近くが経過していることから今後も耐用年数が経過した資産の増加が見込まれるため、本指標を注視しつつ、計画的に設備更新を推進する必要がある（図 2-26 参照）。

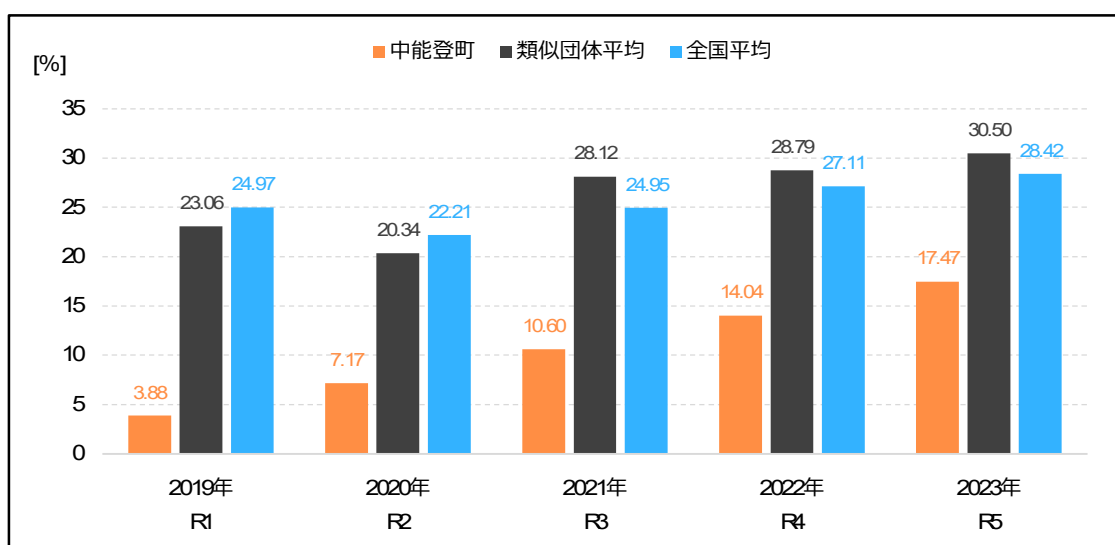


図 2-26 有形固定資産減価償却率の推移（農業集落排水事業）

(2) 管渠老朽化率（農業集落排水事業）

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

本町の農業集落排水事業では直近5年間で法定耐用年数を超えた管渠は発生していない（図2-27 参照）。

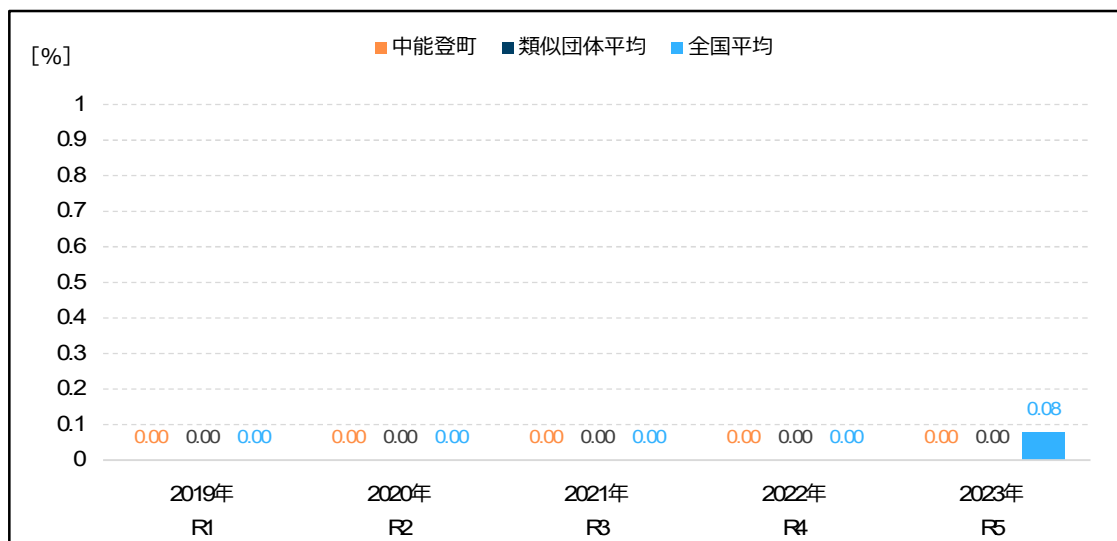


図 2-27 管渠老朽化率の推移（農業集落排水事業）

(3) 管渠改善率（農業集落排水事業）

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

本町の農業集落排水事業では法定耐用年数を迎える管渠がないため、過去 5 年間に於いて更新した管路はない（図 2-28 参照）。

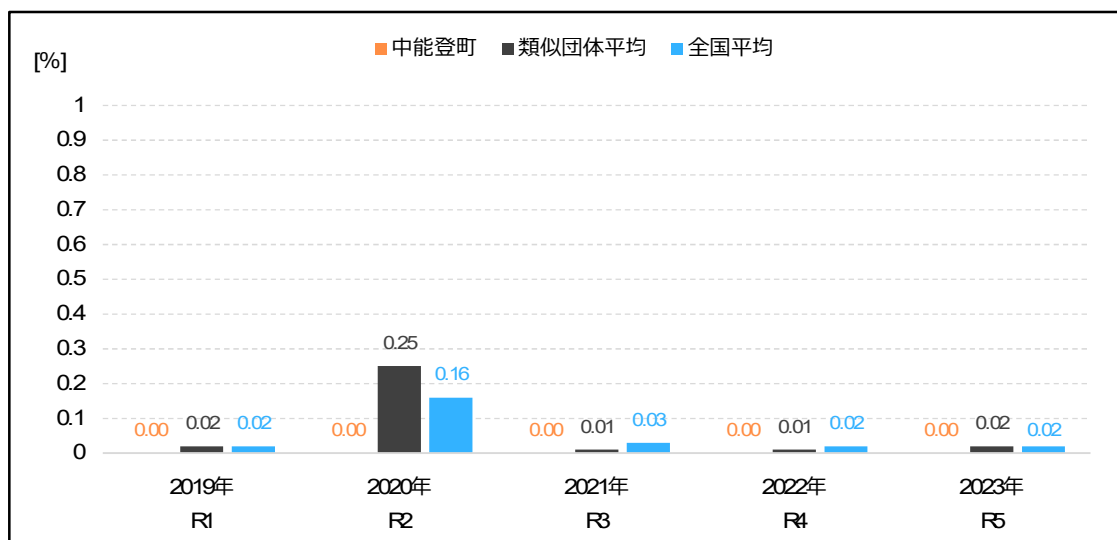


図 2-28 管渠改善率の推移（農業集落排水事業）

3.4 経営分析結果（個別排水処理事業）

3.4.1 経営の健全性・効率性（個別排水処理事業）

（1）経常収支比率（個別排水処理事業）

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

本町の個別排水処理事業における経常収支比率は過去 5 年間で 100%以上を維持しており、黒字であることが示されている（図 2-29 参照）。

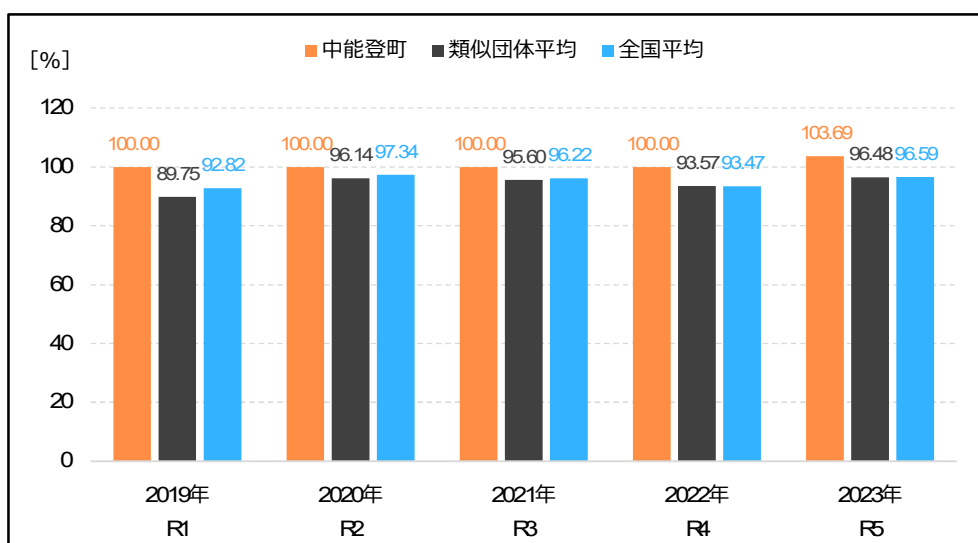


図 2-29 経常収支比率の推移（個別排水処理事業）

(2) 累積欠損金比率（個別排水処理事業）

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。この指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

本町の個別排水処理事業では直近 5 年間で累積欠損金は発生していない（図 2-30 参照）。

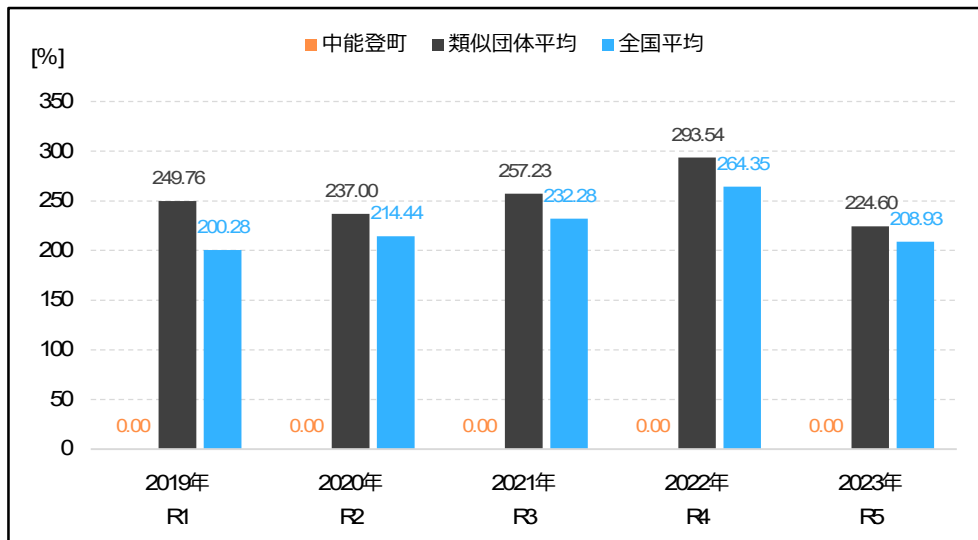


図 2-30 累積欠損金比率の推移（個別排水処理事業）

(3) 流動比率（個別排水処理事業）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。この指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

本町の個別排水処理事業における流動比率は過去5年間100%を上回っており、短期的な支払い能力については問題がない。一方で、トレンドとしては減少傾向にあることから、今後も100%以上の水準を維持できるよう本指標を注視する必要がある（図2-31参照）。

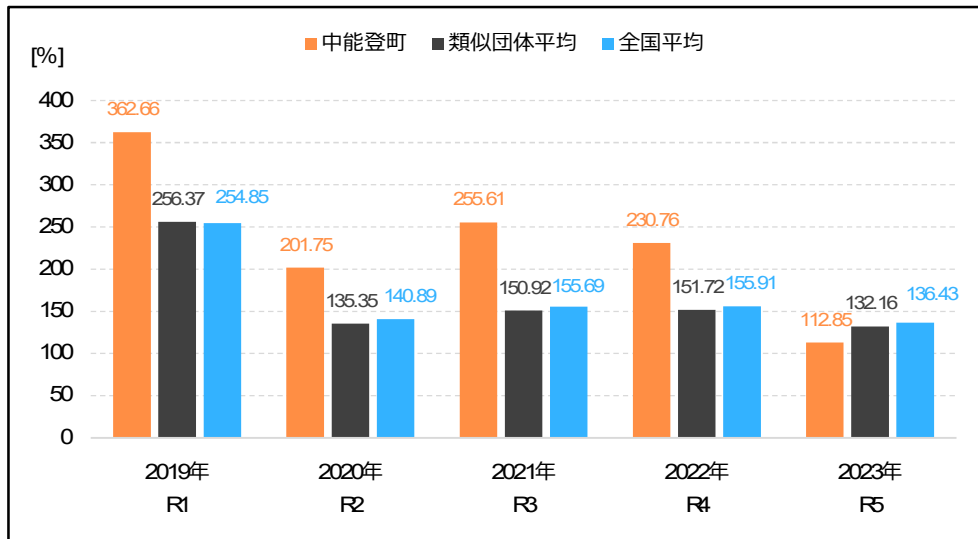


図 2-31 流動比率の推移（個別排水処理事業）

(4) 企業債残高対事業規模比率（個別排水処理事業）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。この指標については明確な数値基準はないが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握するための参考指標になる。

本町の個別排水処理事業における企業債残高対事業規模比率は、直近の3年間で類似団体平均及び全国平均と同水準であった。今後は施設設備の更新需要に応じて増加することが想定されるため、将来世代に過度な負担とならないよう、起債額の十分な検討が必要となる（図 2-32 参照）。

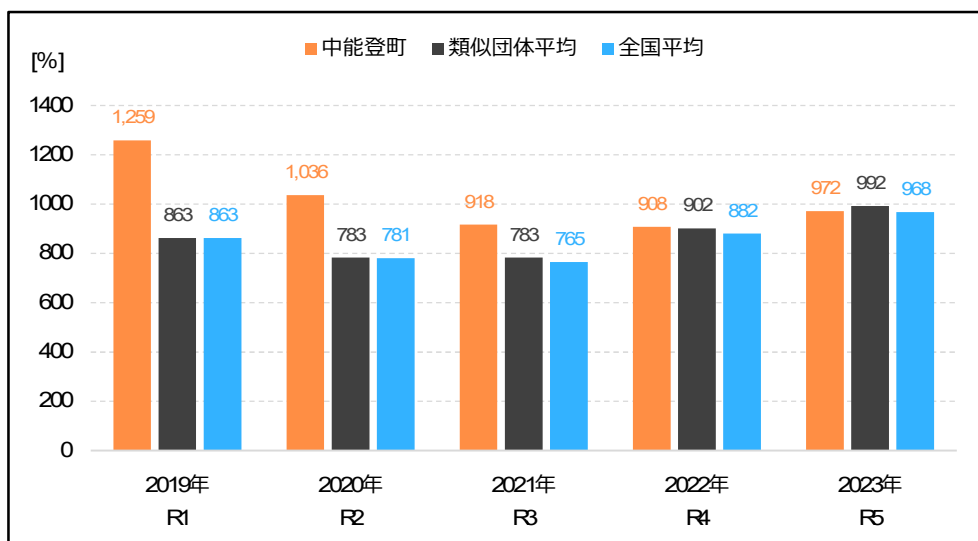


図 2-32 企業債残高対事業規模比率の推移（個別排水処理事業）

(5) 経費回収率（個別排水処理事業）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要である。

本町の個別排水処理事業における経費回収率は、過去 5 年間で類似団体及び全国平均をやや上回っているものの、令和 5（2023）年度では 50%を下回っており、使用料で回収すべき経費の半分が賄えていない状況にある。污水处理費の削減に努め、経費回収率の向上が求められる（図 2-33 参照）。

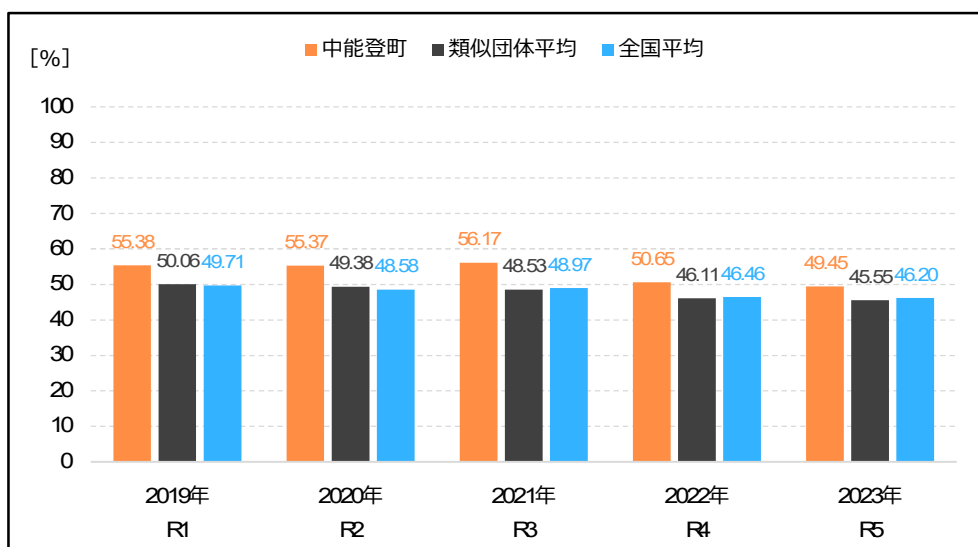


図 2-33 経費回収率の推移（個別排水処理事業）

(6) 汚水処理原価（個別排水処理事業）

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

本町の個別排水処理事業における汚水処理原価は、類似団体及び全国平均と比較して低い水準にあるものの、令和 4 年に大幅な上昇によってその差は縮まり、かろうじて下回っている状況である。今後も人口減少による有収水量の減少が見込まれることから、水洗化率の向上と維持管理費の削減に努め、原価を適正な水準に抑えた事業運営が求められる（図 2-34 参照）。

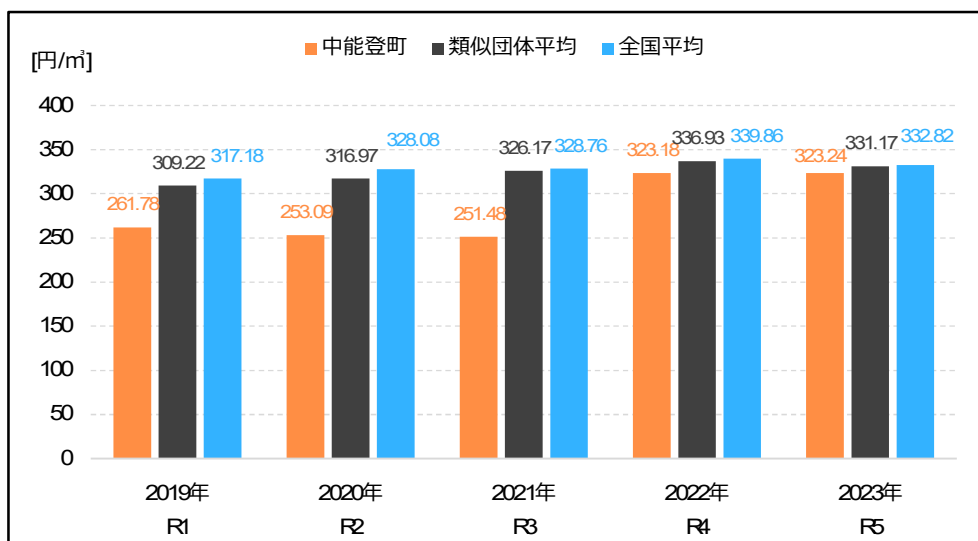


図 2-34 汚水処理原価の推移（個別排水処理事業）

(7) 施設利用率（個別排水処理事業）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

本町の個別排水処理事業における施設利用率は、令和 2（2020）年度以降、類似団体平均と比較してやや高い水準で推移している。今後の汚水処理人口の減少を踏まえると、適切な施設規模となるよう運営管理に努めることが求められる。なお、令和 3（2021）年度の全国平均として公表されている値（224.12%）は集計の異常値とみられ、手元のデータで集計し直した結果は約 49%と前後年と比較しても妥当な水準であった（図 2-35 参照）。

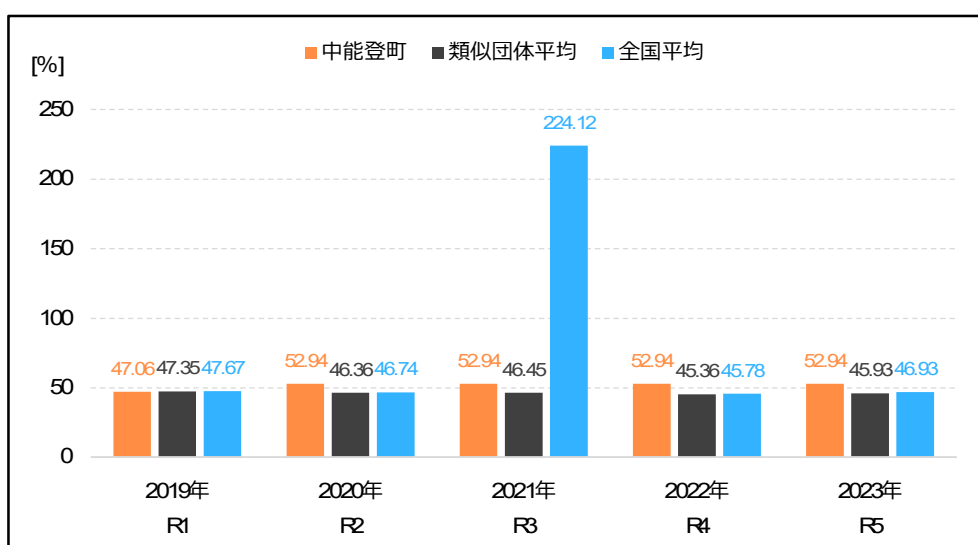


図 2-35 施設利用率（個別排水処理事業）

(8) 水洗化率（個別排水処理事業）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

本町の個別排水処理事業における水洗化率は、直近5年間のうち令和4（2022）年度までは100%であったものの、令和5（2023）年度にはやや減少している。しかしながら類似団体及び全国平均との比較では上回っており、今後も100%に近付けるため、引き続き接続率の向上に努めていくことが求められる（図2-36 参照）。

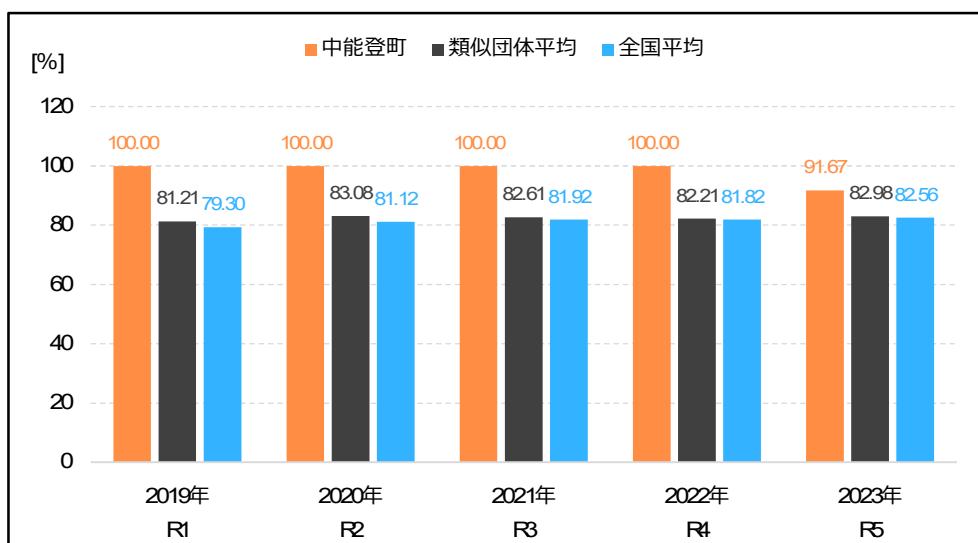


図 2-36 水洗化率の推移（個別排水処理事業）

3.4.2 老朽化の状況（個別排水処理事業）

（1）有形固定資産減価償却率（個別排水処理事業）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

本町の個別排水処理事業における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均及び全国平均と比較して低い水準にあるものの、過去 5 年間で上昇基調にあり、供用開始から 30 年近くが経過していることから今後も耐用年数が経過した資産の増加が見込まれるため、本指標を注視しつつ、計画的に設備更新を推進する必要がある（図 2-37 参照）。

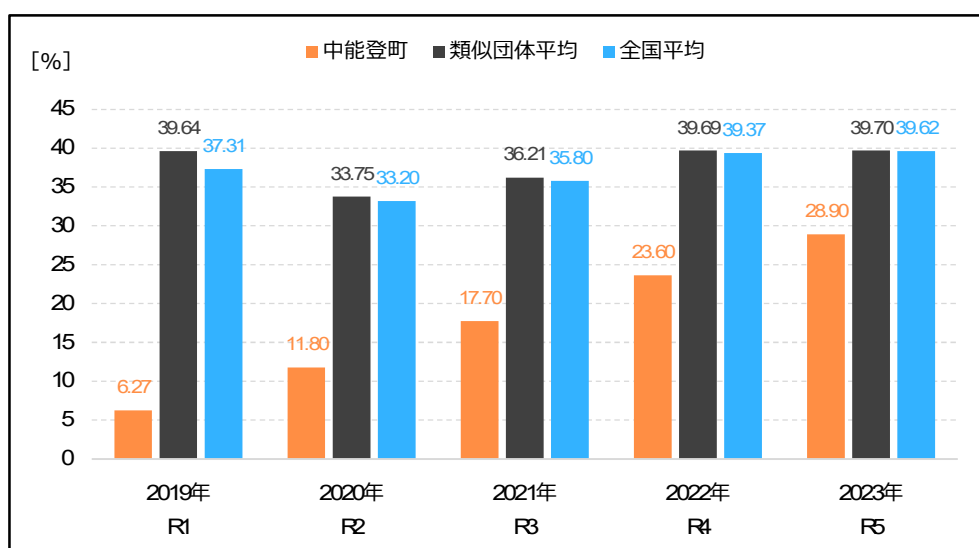


図 2-37 有形固定資産減価償却率の推移（個別排水処理事業）

(2) 管渠老朽化率（個別排水処理事業）

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

本町の個別排水処理事業では直近 5 年間で法定耐用年数を超えた管渠は発生していない（図 2-38 参照）。

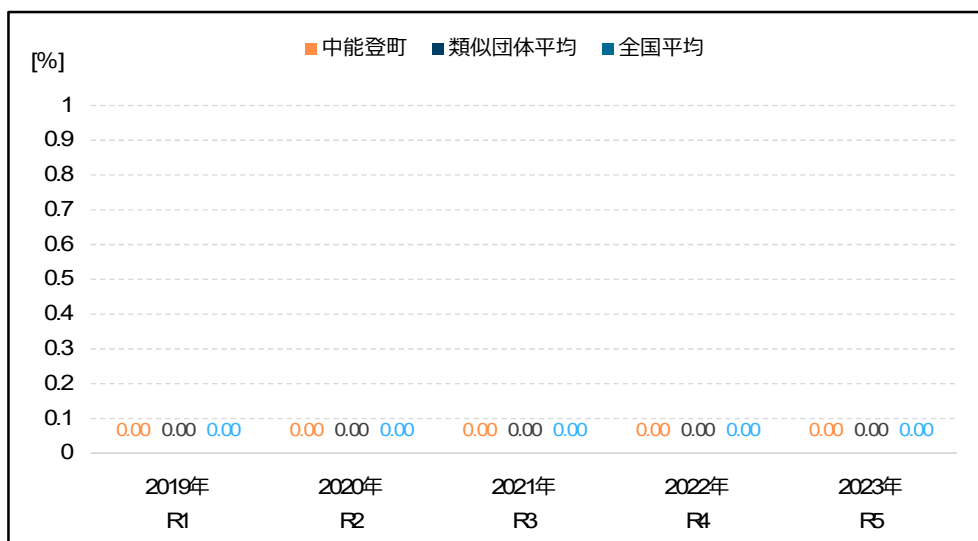


図 2-38 管渠老朽化率の推移（個別排水処理事業）

(3) 管渠改善率（個別排水処理事業）

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

本町の個別排水処理事業では法定耐用年数を迎える管渠がないため、過去 5 年間に於いて更新した管路はない（図 2-39 参照）。

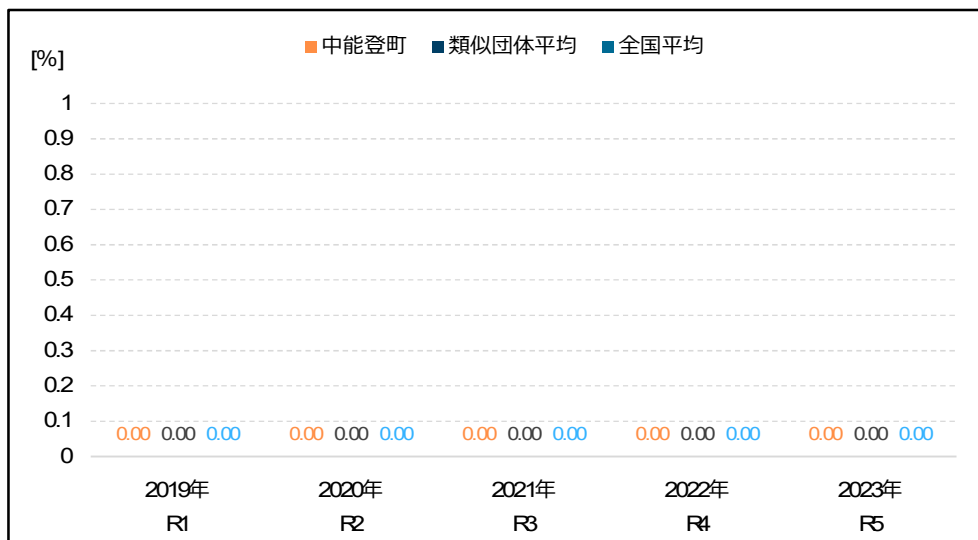


図 2-39 管渠改善率の推移（個別排水処理事業）

3.5 経営分析結果（3 事業合算）

これまで各下水道事業における経営指標について個別に評価・分析を行ってきたが、各事業は完全に独立して運営されているわけではなく部分的には共通で運営されているところもあることから、算出が可能な指標について合算し、評価・分析を行った。なお合算値について比較対象となる指標はないが、本町の下水道事業で最も規模の大きい特定環境保全公共下水道事業の全国平均を参考としてグラフに表示する。

3.5.1 経営の健全性・効率性（3 事業合算）

（1）経常収支比率（3 事業合算）

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

本町の下水道事業合算における経常収支比率は過去 5 年間に於いて、令和元（2019）年度と令和 3（2021）年度を除き 100%を下回っており、過去 3 年間では減少傾向にある。引き続き経営改善に向けた取組が求められる（図 2-40 参照）。

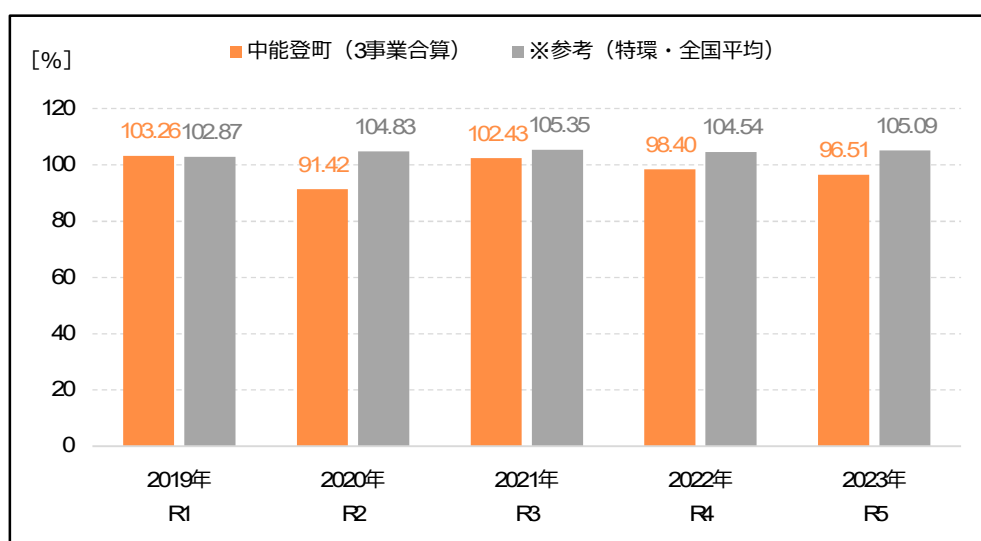


図 2-40 経常収支比率の推移（3 事業合算）

(2) 累積欠損金比率 (3 事業合算)

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。この指標は、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

本町の下水道事業合算における累積欠損金比率では、農業集落排水事業における施設の統廃合に起因した累積欠損金が発生している。一方、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均との比較では低い水準にあり、直近の 3 年間では減少傾向にある。今後も引き続き経営改善を進める中で本指標を低下させていくことが求められる（図 2-41 参照）。

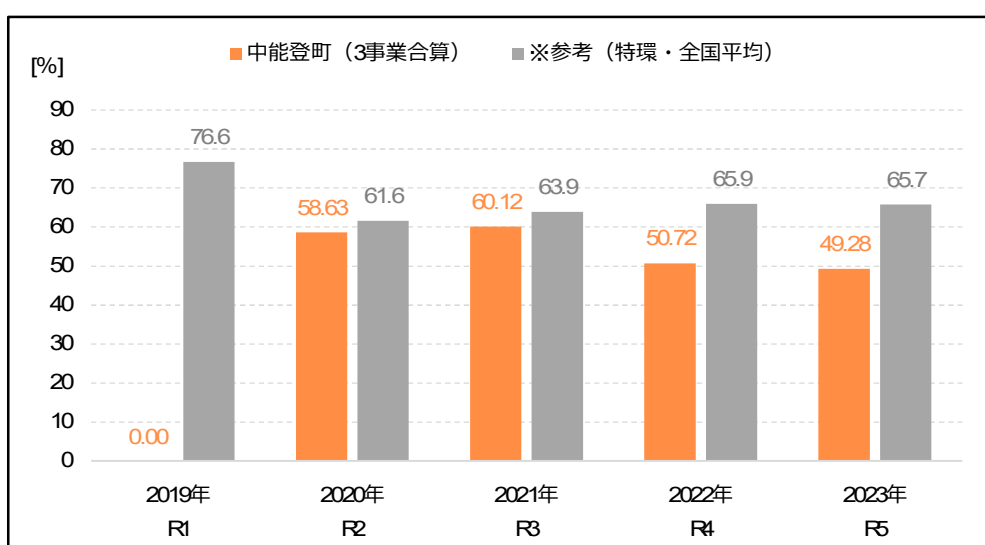


図 2-41 累積欠損金比率の推移 (3 事業合算)

(3) 流動比率 (3 事業合算)

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。この指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要である。一般的に 100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

本町の下水道事業合算における流動比率は 100%に届かず、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較しても低い水準にあり、短期的な支払能力に懸念が生じている。支払いに対し不足する財源については、一般会計からの繰入や平準化債にて賄っている (図 2-42 参照)。

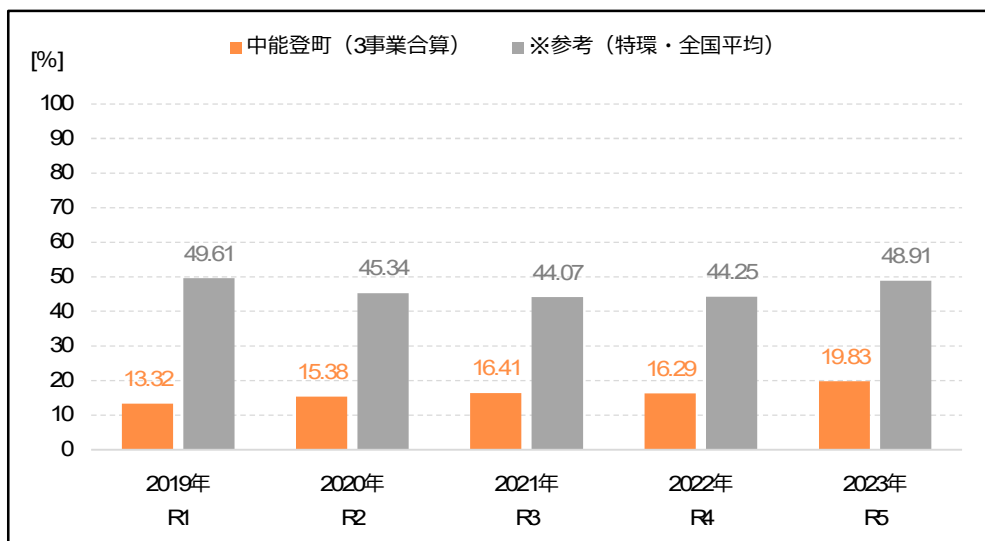


図 2-42 流動比率の推移 (3 事業合算)

(4) 企業債残高対事業規模比率（3 事業合算）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。この指標については明確な数値基準はないが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握するための参考指標になる。

本町の下水道事業合算における企業債残高対事業規模比率は過去 5 年間で減少傾向にあるものの、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較して 2 倍以上の高い水準にある。今後の老朽化設備の更新等において企業債が更に増加することが想定されるため、将来世代に過度な負担とならないよう、起債額の十分な検討が必要となる（図 2-43 参照）。

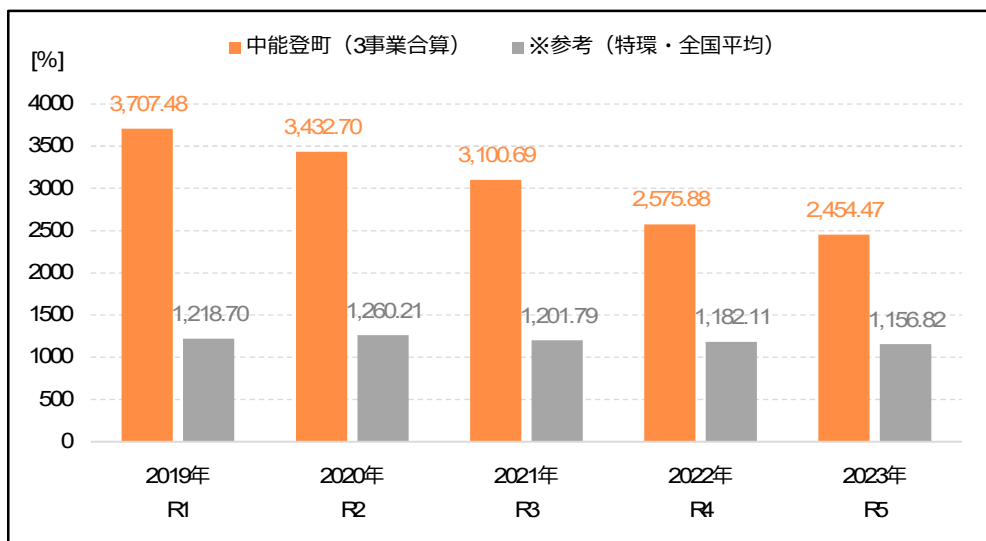


図 2-43 企業債残高対事業規模比率の推移（3 事業合算）

(5) 経費回収率（3 事業合算）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が 100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要である。

本町の下水道事業合算における経費回収率は目標の 100%を下回っているものの、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較して令和元（2019）年度では大幅に低い水準にあったが、過去 5 年間のトレンドでは上昇基調にあり、令和 2（2020）年度以降は同程度の水準となっている。今後も本指標を 100%に近づけるべく、引き続き経営改善に向けた取組が求められる（図 2-44 参照）。

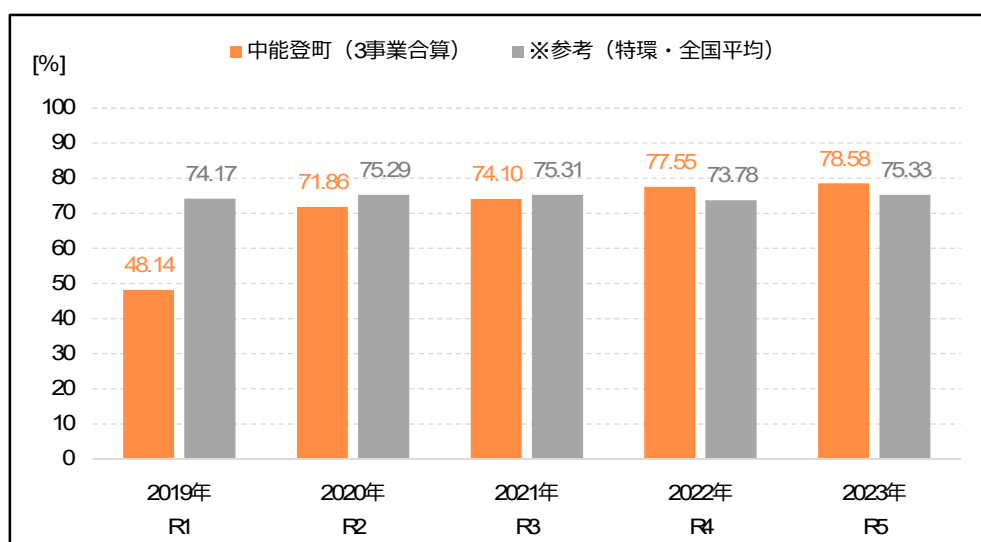


図 2-44 経費回収率の推移（3 事業合算）

(6) 污水处理原価（3 事業合算）

有収水量 1 m³当たりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標である。

本町の下水道事業合算における污水处理原価は、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較して令和元（2019）年度では高い水準にあったが、令和 2（2020）年度以降では類似団体平均や全国平均と比較して低い水準となっている。今後も人口減少による有収水量の減少が見込まれることから、水洗化率の向上と維持管理費の削減に努める必要がある（図 2-45 参照）。

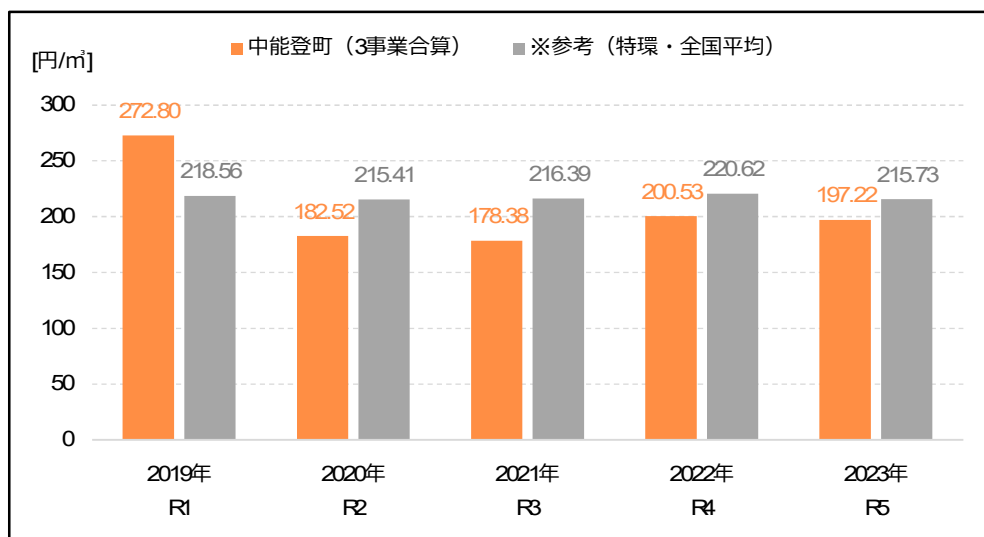


図 2-45 污水处理原価の推移（3 事業合算）

(7) 施設利用率（3 事業合算）

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

本町の下水道事業合算における施設利用率は参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較して高い状況となっているが、今後の汚水処理人口の減少を踏まえ、適切な施設規模となるよう統廃合を進めていくことが望ましい（図 2-46 参照）。

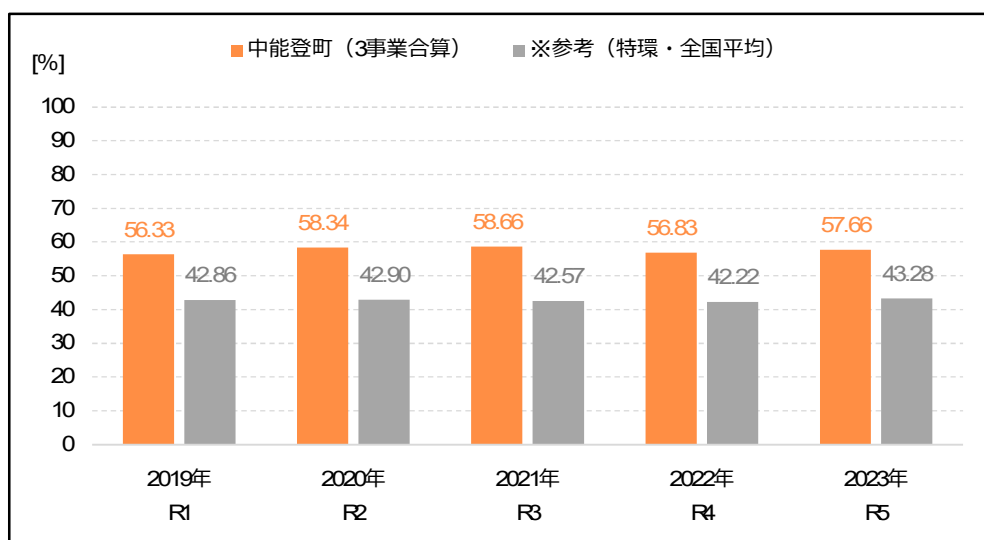


図 2-46 施設利用率（3 事業合算）

(8) 水洗化率（3事業合算）

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

本町の下水道事業合算における水洗化率は、参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較してやや上回る水準にあり、過去5年で微増している。100%に近付けるため、引き続き接続率の向上に努めていく（図2-47参照）。

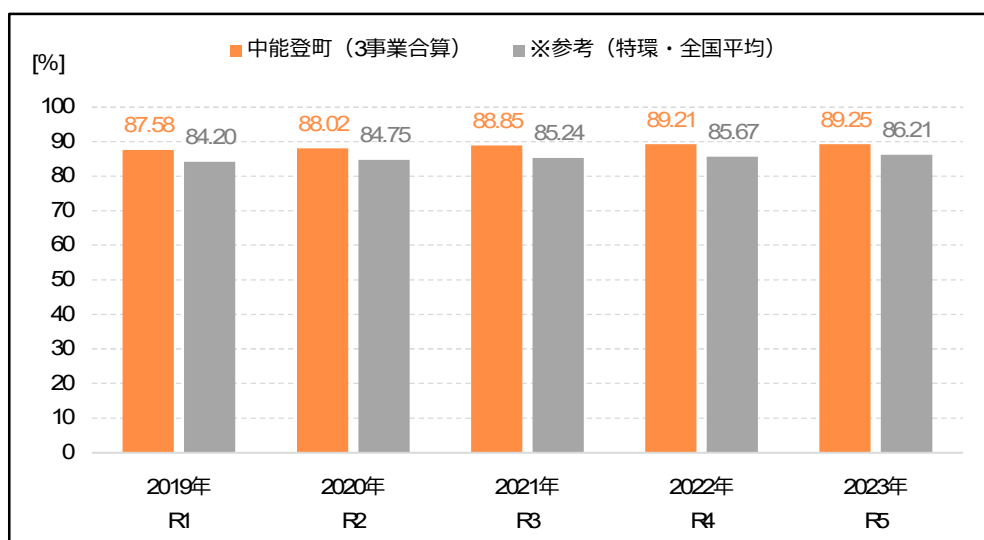


図 2-47 水洗化率の推移（3事業合算）

3.5.2 老朽化の状況（3 事業合算）

（1）有形固定資産減価償却率（3 事業合算）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

本町の下水道事業合算における有形固定資産減価償却率は参考とした特定環境保全公共下水道事業の全国平均と比較して低い水準にあるものの、過去 5 年間で上昇基調にあり、供用開始から 30 年近くが経過していることから今後も耐用年数が経過した資産の増加が見込まれるため、本指標を注視しつつ、計画的に設備更新を推進する必要がある（図 2-48 参照）。

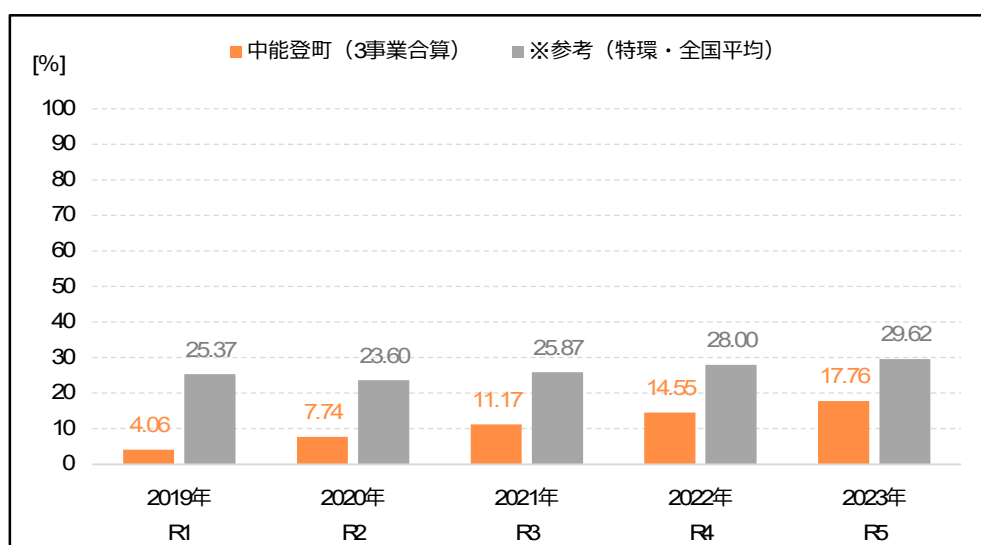


図 2-48 有形固定資産減価償却率の推移（3 事業合算）

(2) 管渠老朽化率（3事業合算）

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。

本町では直近5年間で法定耐用年数を超えた管渠は発生していない（図 2-49 参照）。

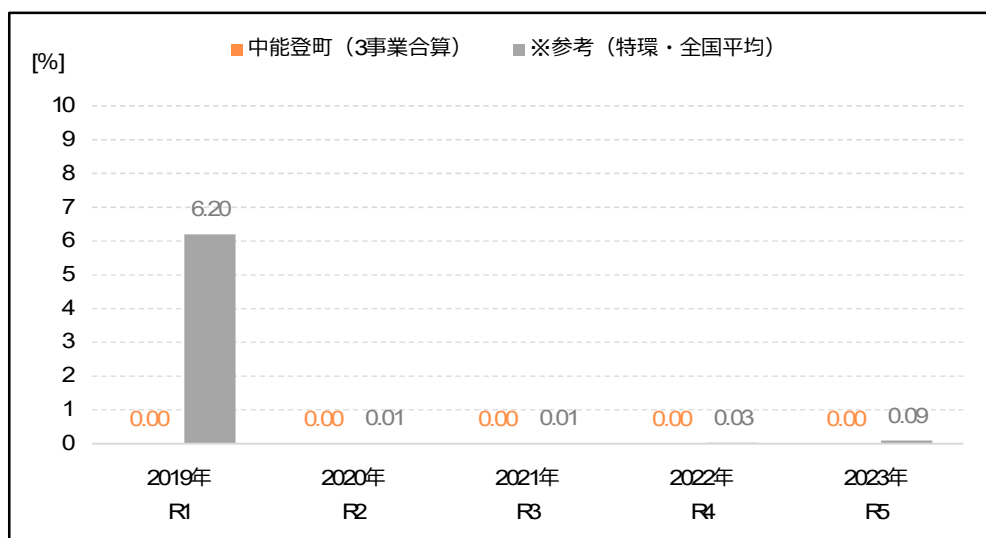


図 2-49 管渠老朽化率の推移（3事業合算）

(3) 管渠改善率（3 事業合算）

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

本町の下水道事業合算では法定耐用年数を迎える管渠がないため、過去 5 年間に於いて更新した管路はない（図 2-50 参照）。

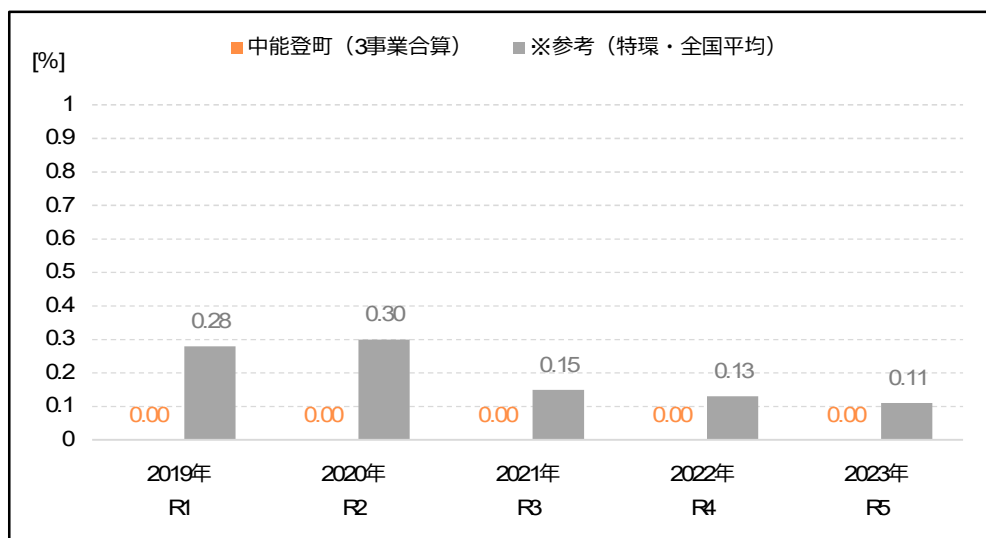


図 2-50 管渠改善率の推移（3 事業合算）

4 まとめ

本章で示した本町の下水道事業の現況を表 2-9 のとおり「ヒト」「モノ」「カネ」の経営資源別に整理した。

表 2-9 下水道事業の現況まとめ

	中能登町 下水道事業の現状
ヒト 人材確保・育成、庁内のコミュニケーションなど	・若手技術職員が不足しており、技術の伝承に課題がある。 ・業務量に対して職員数が不足している。
モノ 施設・設備の状態など	・有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率などの老朽化を示す指標では、現段階で老朽化が進んでいる傾向は見られなかった。 ・一方で、いずれの事業も供給開始から 30 年前後が経過し、有形固定資産減価償却率が過去 5 年で上昇基調にあることから、今後は老朽化する施設設備が増加してくることが予測される。 ・施設の稼働率は農業集落排水事業において低い水準にあり、今後人口減少に伴う有収水量の減少に対して施設が過大となり、経営を圧迫する可能性がある。
カネ 経営状況、資金残高、調達方針など	・農業集落排水事業において累積欠損金が生じているため、早急に解消する必要がある。 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業では流動比率が低い水準にあり、短期的な支払い能力に懸念を抱えている。 ・いずれの事業においても経費回収率が 100%を下回っており、使用料以外の収入で経費を賄っていることが示されている。水洗化率の向上や経費削減に加え、適切な使用料収入の確保を計画的に進めていく必要がある。 ・企業債残高対事業規模比率が比較的高い一方で、流動比率が低下してきており、将来的に財務的な安全性が低下する懸念がある。

第3章 将来の事業環境

第3章 将来の事業環境

1 排水需要予測

計画期間中の使用料収入の予測にあたり、本町における排水需要の予測を行う。

排水需要の予測についてはまず水洗化人口を算出し、そこに1日1人当たりの排水量を乗じることによって算出する。

1.1 行政区域人口の予測

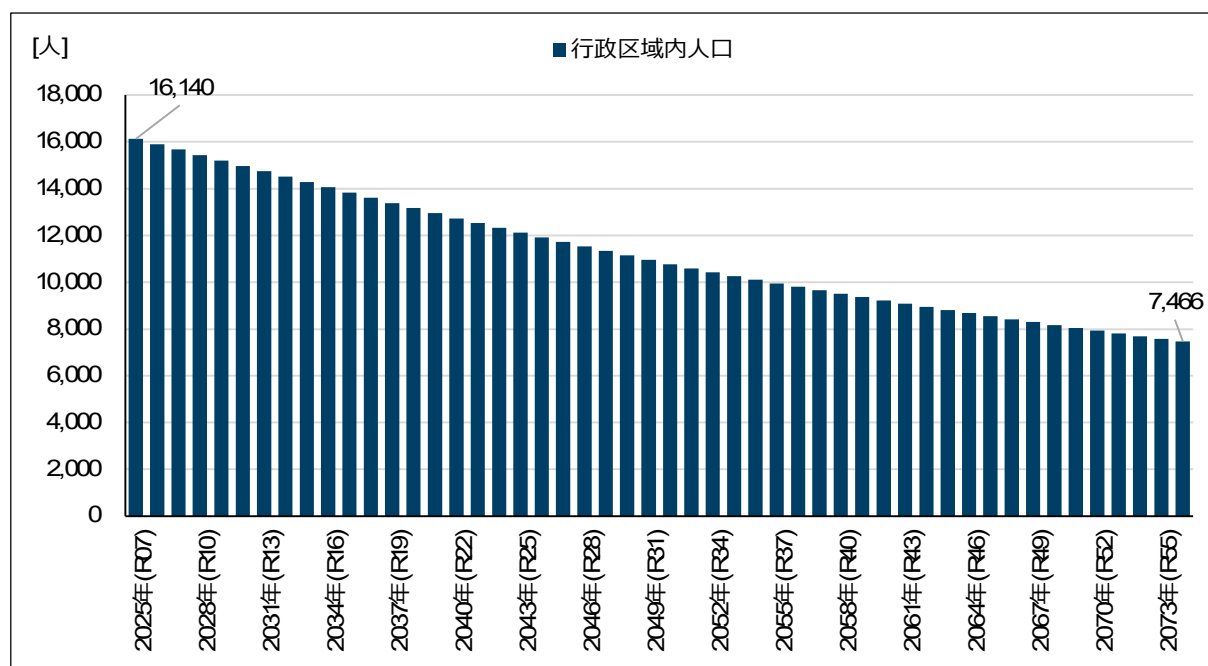


図 3-1 行政区域内人口の予測

1.2 水洗化人口の予測

水洗化人口の予測は、本町の行政区域内人口の予測に普及率を乗じて処理区域内人口を計算し、さらに水洗化率を乗じることで計算する。

行政区域内人口の予測には「国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）」が行った「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」を使用する。公表されている推計値は令和 32（2050）年度までとなっているため、令和 33～56（2051～2074）年度の推計については令和 5～32（2023～2050）年度の傾きを基に補完した。普及率に関しては令和 5（2023）年度の 3 事業合算の実績値が 100%であるため、行政区域内人口の予測と処理区域内人口が等しいものとし、水洗化率については同じく令和 5（2023）年度の 3 事業合算の実績値である 89.3%を期間内にわたり使用するものとした。

推計の結果、令和 7（2025）年度に約 14,406 人である水洗化人口は、令和 56（2074）年度には 6,664 人となり、現人口の 46.3%と半分近くまで減少する見込みとなった（図 3-1 参照）。

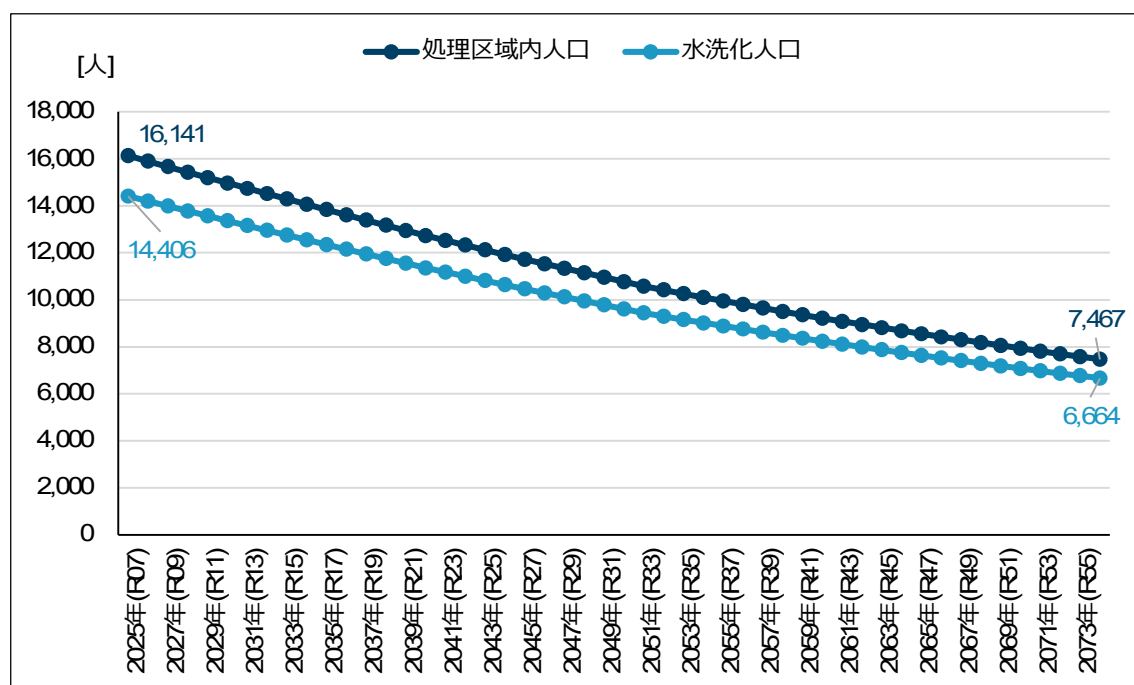


図 3-1 処理区域内人口及び水洗化人口の予測

1.3 有収水量の予測

前項で見通した水洗化人口を基に、有収水量を推計する。

推計の結果、人口減少に伴って有収水量は減少し、3 事業合算で令和 7（2025）年度の 1,385 千 m^3 から、令和 56（2074）年度には 641 千 m^3 となり、53.7%減少する見込みとなった（図 3-2 参照）。

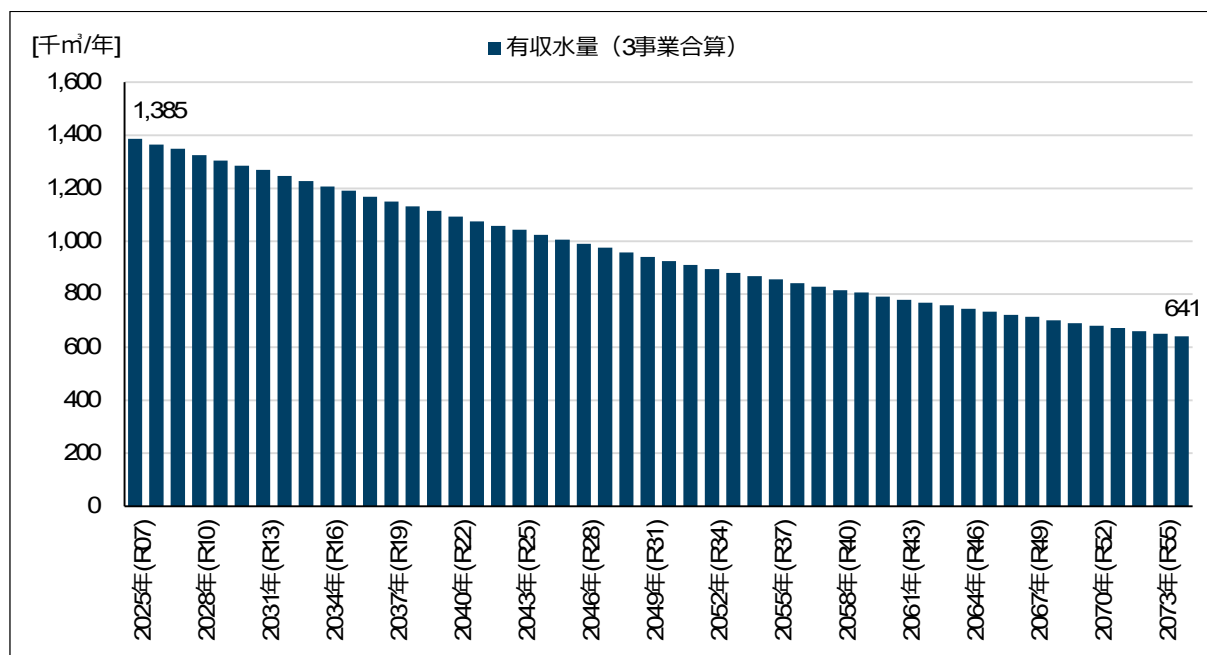


図 3-2 有収水量の予測

2 施設の見通し

「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」で示される区分を用いて、将来の施設の見通しを行った。経過年数が法定耐用年数以内の資産は「健全資産」、経過年数が法定耐用年数の 1.0 を超えて 1.5 倍以内の資産は「経年化資産」、経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産は「老朽化資産」としている。

施設の更新を行わない場合は、令和 56（2074）年度に「健全資産」が 0% となり、「経年化資産」が 35.6%、「老朽化資産」が 64.4% となる見通しとなった（図 3-3 参照）。

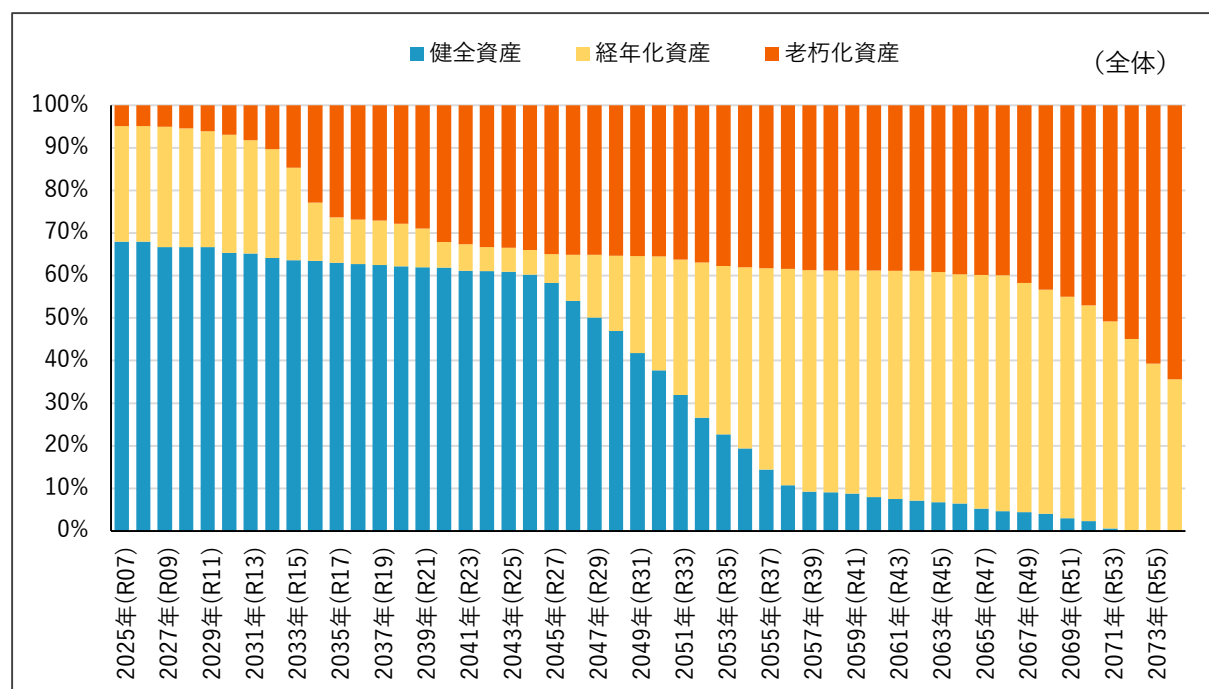


図 3-3 更新しない場合の健全度

3 組織の見通し

組織の見通しは「第 2 章 2.4 組織の概要 (p13)」にて示した現状の組織体制を今後も維持する予定である。今後もこの人員規模を維持する中で、業務効率化及び組織運営の最適化に向けた方策について検討を行う。

4 財政収支の見通し

現在の経営状況を維持した場合（現状維持ケース）の将来の財政状況を見通すため、収益的収支及び資本的収支の各項目の将来値算出条件を設定する。なお、将来値算出条件は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業のそれぞれで設定し、収益的収支・資本的収支を個別で算出するものとする。数値目標の設定及び財源の検討については、個別で算出した結果を合算し下水道事業全体として検討を行う。

4.1 収益的収支

（1）収益的収入

1) 使用料収入

将来の使用料収入は、使用料単価（円/m³）に有収水量を乗じて算出する。なお、使用料単価は令和 5（2023）年度の実績値を採用する。

2) 一般会計繰入金（収益勘定）

将来の一般会計繰入金（収益勘定）については、総務省通知「令和 7 年度の地方公営企業繰入金について（通知）（令和 7 年 4 月 1 日）」に基づき、公費負担の污水处理費分について、基準内繰入金として見込む。

3) 長期前受金戻入

将来の長期前受金戻入は、既往分（令和 6（2024）年度までに取得した資産分）と新規分（令和 7（2025）年度以降に取得する資産分）に分けて算出する。既往分の長期前受金戻入については予定額を計上し、新規分の長期前受金戻入については、取得予定の資産の財源として見込む国庫補助金及び受益者負担金を以下の償却条件に基づき収益化することで算出する。

- ・ 償却方法：定額法
- ・ 耐用年数：50 年（管渠施設、土木・建築施設）
20 年（建築設備、機械・電気設備）

4) その他収入

将来のその他収入について、今後も見込まれることが想定される項目は令和 5（2023）年度実績値を基に将来値を算出する。

（2）収益的支出

1) 減価償却費

将来の減価償却費は、既往分（令和 6（2024）年度までに取得した資産分）と新規分（令和 7（2025）年度以降に取得する資産分）に分けて算出する。既往分の減価償却費は予定額を計上し、新規分の減価償却費は、取得予定の資産の取得価格を以下の償却条件に基づき償却することで算出する。

- ・償却方法：定額法
- ・耐用年数：50 年（管渠施設、土木・建築施設）
20 年（建築設備、機械・電気設備）

2) 維持管理費

将来の維持管理費は、令和 2～6（2020～2024）年度の実績及び予算値に基づき算出する。なお、物価上昇を見込むべき費用及び人件費は上昇率を考慮する。上昇率は、表 3-1 に示すとおり、令和 2～6（2020～2024）年度の平均値を採用する。

表 3-1 上昇率

項目 年度		消費者物価指数		賃金上昇率 (%)
		R2 年基準	前年比	
2020	R2	99.9 ⁴	▲0.2	▲0.3
2021	R3	100.0	0.1	▲0.9
2022	R4	103.2	3.2	0.8
2023	R5	106.3	3.0	1.6
2024	R6	109.5	3.0	3.4
5 年平均値		—	1.82	0.92

消費者物価指数：総務省統計局 時系列データ（消費者物価指数・全国中分類指数・総合）

賃金上昇率：人事院 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（令和 6 年 8 月）

3) 企業債利息

将来の企業債利息は、令和 6（2024）年度までに借り入れた企業債（既往分）に、令和 7（2025）年度以降に借り入れる企業債（新規分）を加算する。既往分の企業債利息は予定額を計上する。一方、新規分の企業債は、地方公共団体金融機構（機構特別利率）の令和 7（2025）年 6 月 25 日の条件に基づき、以下条件で借り入れることを想定し、企業債利息を算出する（表 3-2 参照）。

表 3-2 企業債償還条件

項目	条件	資本平準化債
償還方法	元金均等	元金均等
償還期間	30 年	10 年
据置期間	5 年	2 年
利率	2.45%	1.40%

⁴ R2 年基準に対し、R2 年度値が 100 ではなく 99.9 になっている原因は、基準値は暦年(1-12 月)で算出しているのに対し、R2 年度値は年度(4-3 月)により算出しているためである。

(3) 収益的収支将来値算出条件

収益的収支における各項目の将来値算出条件を表 3-3 に示す。

表 3-3 収益的収支 将来値算出条件

款	項	目	節	将来値設定条件
下水道事業収益	営業収益			
	下水道使用料	下水道使用料	最新実績の供給単価×有収水量	
		負担金		
	メタン発酵施設維持管理負担金	メタン発酵施設維持管理負担金	予算値	
		その他営業収益		
	手数料	手数料	予算値	
		雑収益	過去実績の平均値	
	営業外収益			
	他会計負担金	他会計負担金	操出基準に基づき算出	
		他会計補助金		
	他会計補助金	他会計補助金	シミュレーションにて繰入額を検討	
		長期前受金戻入		
	長期前受金戻入	長期前受金戻入	予定額および新規額を算定	
		資本費繰入収益		
	資本費繰入収益	資本費繰入収益	建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に充てる繰入金について、各事業年度の減価償却費と繰入額との差額が重要でないものとして、長期前受金に計上することなく直接収益として計上	
		雑収益		
	その他の雑収益	その他の雑収益	予算値	
	特別利益			
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	見込まない	
		その他特別利益		
	その他特別利益	その他特別利益	見込まない	
	下水道事業費用			
	営業費用			
	管きょう費	管きょう費		
		修繕費	過去実績の平均値	
	賃借料	賃借料	過去実績の平均値	
		路面復旧費	過去実績の平均値	
	原材料費	原材料費	過去実績の平均値	
		処理場費		
	備消耗品費	備消耗品費	過去実績の平均値	
		光熱水費	過去実績の平均値	
	修繕費	修繕費	過去実績の平均値	
		手数料	過去実績の平均値	
保険料	保険料	過去実績の平均値		
	委託料	過去実績の平均値		
総務費				
給料	給料	過去実績の平均値		
	手当	過去実績の平均値		
費与引当金繰入額	費与引当金繰入額	過去実績の平均値		
	法定福利費	過去実績の平均値		
備消耗品費	備消耗品費	過去実績の平均値		
	燃料費	過去実績の平均値		
印刷製本費	印刷製本費	過去実績の平均値		
	備品修繕料	過去実績の平均値		
通信運搬費	通信運搬費	過去実績の平均値		
	保険料	過去実績の平均値		
手数料	手数料	過去実績の平均値		
	委託料	過去実績の平均値		
負担金	負担金	過去実績の平均値		
	委員報酬	過去実績の平均値		
減価償却費	減価償却費	予定額および新規額を算定		
	資産減耗費			
固定資産除却費	固定資産除却費	過去実績の平均値		
	その他の営業費用			
雑支出	雑支出	見込まない		
	営業外費用			
支払利息及び企業債取扱諸費	支払利息及び企業債取扱諸費			
	企業債利息	予定額および新規額を算定		
消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	見込まない		
	雑支出			
その他雑支出	その他雑支出	過去実績の平均値		
特別損失				
過年度損益修正損	過年度損益修正損	見込まない		
	その他特別損失			
その他特別損失	その他特別損失	見込まない		

4.2 資本的収支

(1) 資本的収入

1) 建設財源

建設財源として想定する国庫補助金、企業債及び受益者負担金とする。

2) 一般会計繰入金（資本勘定）

将来の一般会計繰入金（資本勘定）は、公費負担分の污水处理費分のみを見込む。

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

本経営戦略では、令和 11（2029）年度までは予定されている事業計画（表 3-4 参照）を採用し、令和 12（2030）年度以降については、固定資産台帳に基づいて耐用年数の 1.5 倍を経過した資産について更新需要を算出し、計画期間である令和 56（2074）年度までの平均値を各年度の投資額として採用した。

表 3-4 予定されている事業計画

（百万円）

事業内容	工種	R7	R8	R9	R10	R11
鹿島中部クリーンセンター 貯留汚泥引抜ポンプ更新工事	機械工事	12.0				
鹿島中部クリーンセンター 監視制御設備更新工事	電気工事	55.0	53.3			
鹿島中部クリーンセンター 1系水处理設備更新工事（長寿命化）	機械工事			23.8		
鹿島中部クリーンセンター 1系水处理設備更新工事	電気工事		60.0	63.2		
鹿島中部クリーンセンター 2系水处理設備更新工事（長寿命化）	機械工事					23.8
鹿島中部クリーンセンター 2系水处理設備更新工事	電気工事				50.0	54.5
鹿島中部クリーンセンター 乾燥設備更新工事	機械工事				188.8	
鳥屋北部浄化センター 計装設備更新工事	電気工事		37.2			
鳥屋北部浄化センター 機械設備更新工事	機械工事					63.7
鹿島東部クリーンセンター 計装設備更新工事	電気工事		28.5			
鹿島東部クリーンセンター 計装設備等更新工事	電気工事				21.8	
鹿島東部クリーンセンター 機械設備更新工事	機械工事					28.4
能登災害復旧（見通し）	管渠	900.5	1,039.7	996.1	970.1	

2) 企業債償還金

将来の企業債償還金は、企業債利息と同様の方法で算出する。

(3) 資本的収支将来値算出条件

資本的収支における将来値算出条件を表 3-5 に示す。

表 3-5 資本的収支将来値算出条件

款	項	目	節	将来値設定条件
資本的収入				
	分担金及び負担金			
		下水道事業分担金		
			下水道事業分担金	過去実績の平均値
	補助金			
		国庫補助金		
			社会資本整備総合交付金	見込まない
		他会計補助金		
			一般会計補助金	既往の元金償還に係る繰入金を見込む
	企業債			
		企業債		
			企業債	シミュレーションにて繰入額を検討
			資本平準化債	シミュレーションにて繰入額を検討
	負担金			
		受益者負担金		
			受益者負担金	過去実績の平均値
資本的支出				
	建設改良費			
		建設改良費		
			委託料	投資計画を採用する
			工事請負費	投資計画を採用する
		総係費		
			給料	過去実績の平均値
			手当	過去実績の平均値
			法定福利費	過去実績の平均値
			備消耗品費	過去実績の平均値
			燃料費	過去実績の平均値
			光熱水費	過去実績の平均値
			修繕費	過去実績の平均値
			通信運搬費	過去実績の平均値
			保険料	過去実績の平均値
			委託料	過去実績の平均値
			賃借料	過去実績の平均値
	企業債償還金			
		企業債償還金		
			企業債償還金（既往）	予定額および新規額を算定

4.3 財政収支見通しの算出結果

前項で定めた将来値設定条件を適用し、料金を据え置き、基準外繰入金は計上しない場合の経営指標の将来見通しを確認する。将来見通しは特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の3事業を合算した下水道事業全体で算出する。現状維持ケースの結果を図3-4～図3-9に示す。

収益的収支は令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度、令和14（2032）年度以降で費用が収益を上回り赤字となる。令和14（2032）年度以降は経年で収益と費用の差は広がり、赤字幅は拡大する見通しとなった（図3-4参照）。

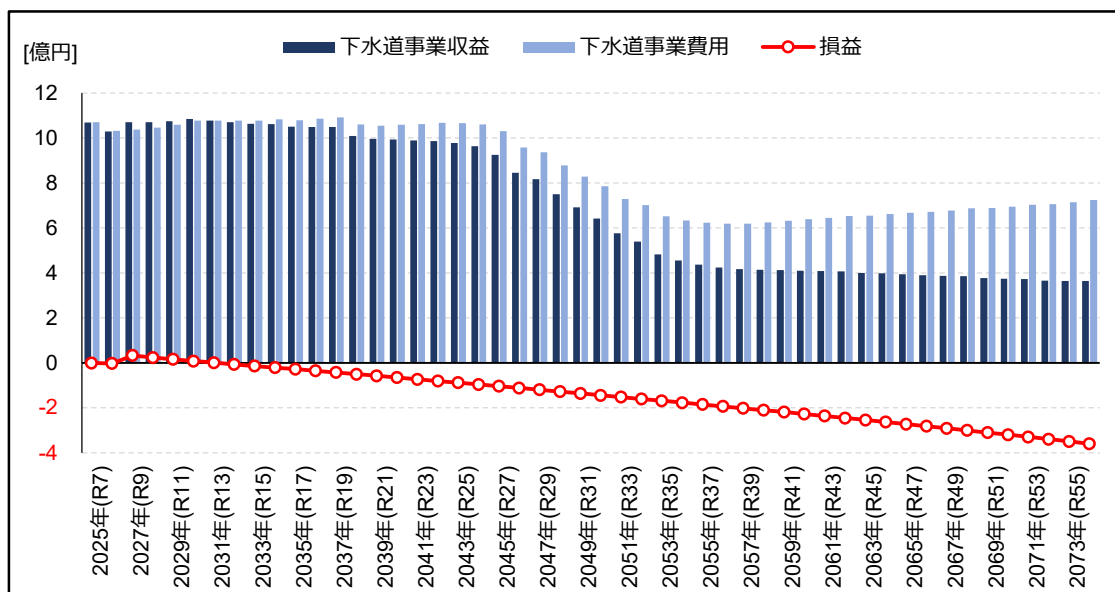


図 3-4 収益的収支の推移（現状維持ケース）

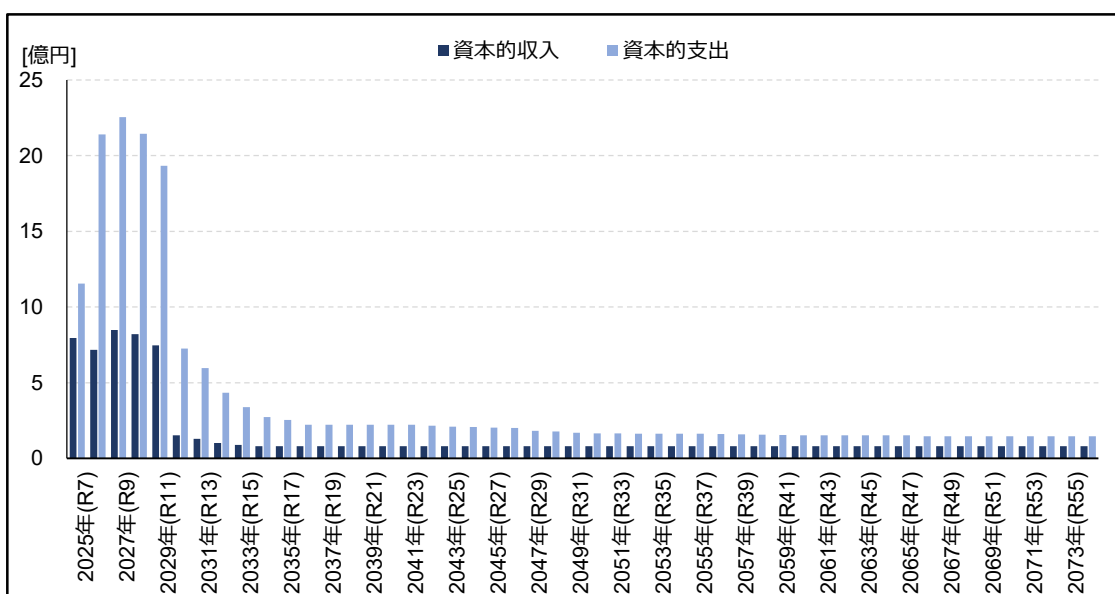


図 3-5 資本的収支の推移（現状維持ケース）

資金残高は令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度にかけて減少し、その後上昇するものの、令和 33（2051）年度から再び減少に転じる予測となった。令和 8（2026）年度以降は資金残高がマイナスとなり、経営が困難な状況に陥る見込みとなった（図 3-6 参照）。

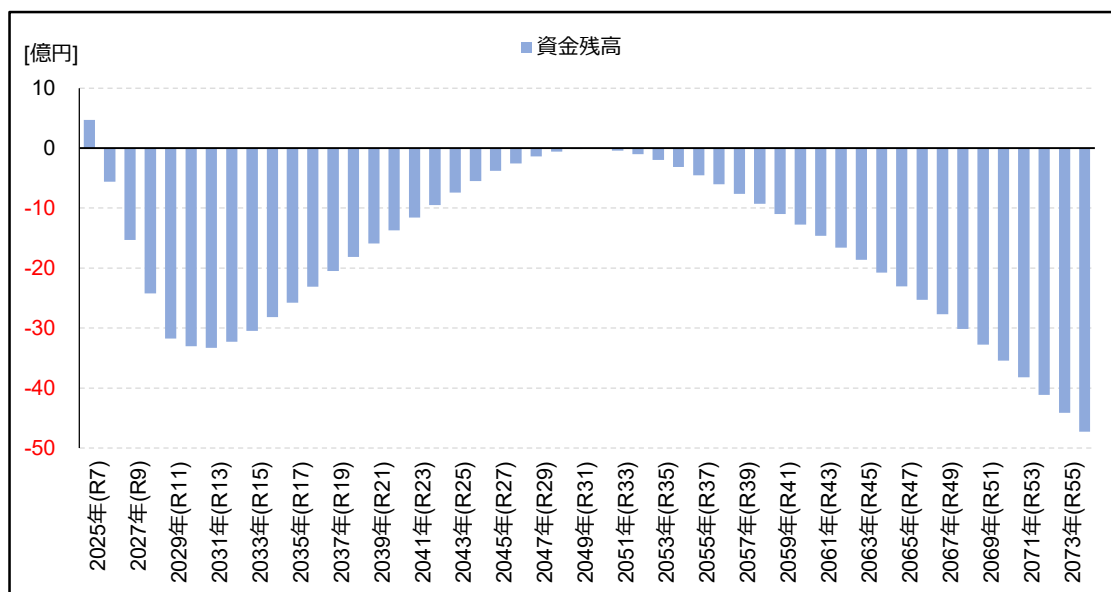


図 3-6 資金残高の推移（現状維持ケース）

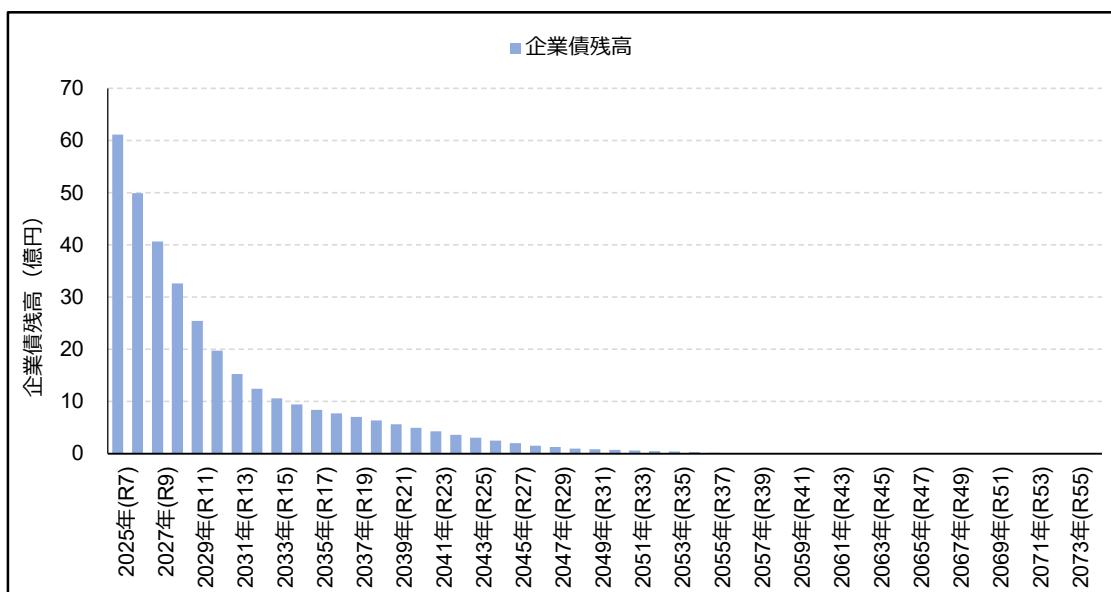


図 3-7 企業債残高の推移（現状維持ケース）

物価や人件費の上昇によって汚水処理原価は経年で上昇し、令和 7（2025）年度の 231.7 円/m³ から令和 74（2092）年度の 836.7 円/m³と約 3.6 倍になる見込みである。一方、料金値上げを実施しない場合の使用料単価は横ばいであるため、結果、経費回収率は減少し、令和 54（2072）年度には 19.1%まで低下する見通しとなった（図 3-8 及び図 3-9 参照）。

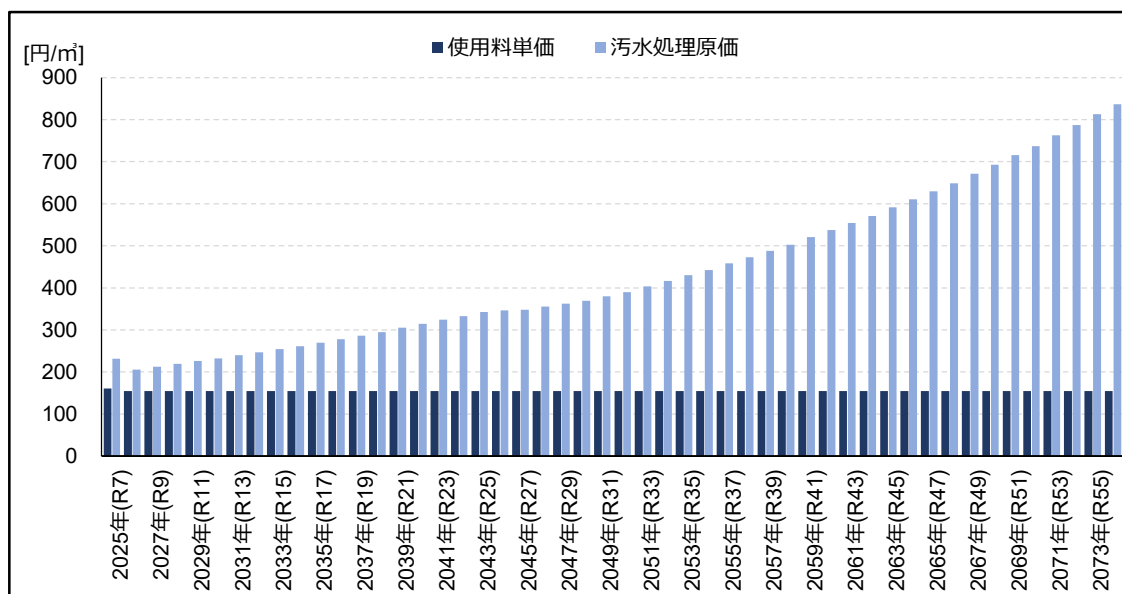


図 3-8 使用料単価及び汚水処理原価の推移（現状維持ケース）

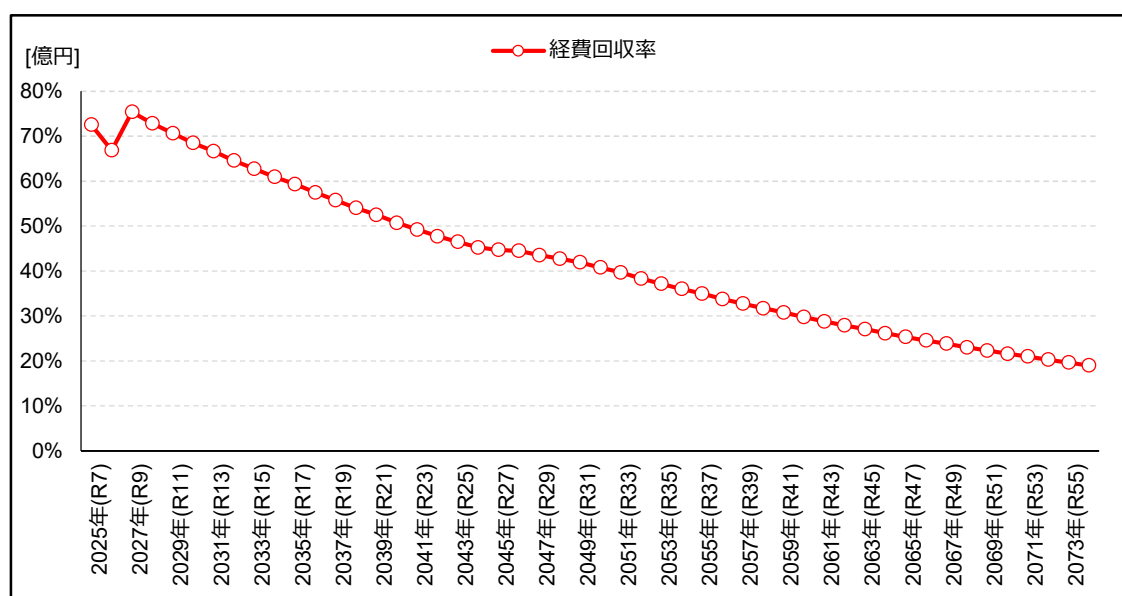


図 3-9 経費回収の推移（現状維持ケース）

5 まとめ

本章で見通した本町の下水道事業の将来の事業環境について、「ヒト」「モノ」「カネ」の経営資源の視点で整理した（表 3-6 参照）。

表 3-6 将来の事業環境まとめ

	中能登町の将来の見通しと課題
ヒト 人材確保・育成、庁内のコミュニケーションなど	・現状の組織体制を今後も維持する予定である。今後もこの人員規模を維持する中で、業務効率化及び組織運営の最適化に向けた方策について検討を行う。
モノ 施設・設備の状態など	・現時点で、施設及び設備の老朽化具合は深刻ではないが、施設の更新を行わない場合には経年劣化により、令和 56（2074）年度に「健全資産」が 0%となり、「経年化資産」が 35.6%、「老朽化資産」が 64.4%となる見通しとなった。
カネ 経営状況、資金残高、調達方針など	・令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度、令和 14（2032）年度以降で費用が収益を上回り赤字となる。令和 14（2032）年度以降は経年で収益と費用の差は広がり、赤字幅は拡大する見通しとなった。 ・資金残高は令和 8（2026）年度以降は資金残高がマイナスとなり、経営が困難な状況に陥る見込みとなった。 ・経費回収率は経年で低下し、令和 56（2074）年度には約 19.1%となる見込みである。

第4章 経営課題と経営改善に向けた取組

第4章 経営課題と経営改善に向けた取組

1 平成28（2016）年度に策定した経営戦略の評価

本章では、経営戦略の目的である「経営基盤の強化と財政マネジメントの向上」のため、平成28（2016）年度に策定した経営戦略の評価を行い、本検討の精度向上を図る。

前回の経営戦略の基本方針を表4-1に示す。

表4-1 平成28年度策定の経営戦略における基本方針

基本方針	総務省が公表した「法適化ロードマップ」において、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計の適用拡大の集中取組期間と位置づけ、人口3万人以上の地方公共団体の下水道事業については同期間中に移行することとされており、また人口3万人未満の地方公共団体についても移行を推進することとしています。中能登町下水道事業特別会計についても、平成31年4月から公営企業法の適用に向け準備しており、これにより経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して経営状況を把握し、住民への説明責任を明確にしていきたいと思います。 汚水処理施設基本構想及び長寿命化計画に基づき、施設の統廃合と改築更新の促進、下水道施設監視システムの整備を行い、施設の効率的な運営を図り、維持管理費の削減を図りたいと思います。また、汚水処理施設の包括的民間委託を視野に入れ、維持管理費のさらなる削減を目指していきます。
------	--

1.1 公営企業会計への移行

本町の下水道事業は、令和元（2019）年度に地方公営企業法の適用となり、公営企業会計へ移行した。これにより経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して経営状況を的確に把握できるようになった。

1.2 効率的な運営による維持管理費の削減

令和元（2019）年度に、鹿島中部クリーンセンターについてストックマネジメント計画を策定した。新設事業とのバランスや財源等を考慮して工事費の平準化を図るとともに、設備の優先順位を考慮して年度別事業費計画を策定した。ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果は概ね約139百万円/年の見込みである。

1.3 包括的民間委託

下水道処理施設の維持管理業務について、令和2年（2020）年度に第1期（令和2～4年度）をスタートし、現在は2期目の令和5～7（2023～2025）年度の3年間の民間委託を実施している。

1.4 平成 28（2016）年度に策定した経営戦略の評価まとめ

平成 28（2016）年度に策定した経営戦略の評価を表 4-2 にまとめる。掲げた目標に対して、概ね達成と評価できる。

表 4-2 平成 28（2016）年度に策定した経営戦略のまとめ

目標項目	評価結果
公営企業会計への移行	地方公営企業法の適用となり、公営企業会計へ移行が完了している。
効率的な運営による維持管理費の削減	鹿島中部クリーンセンターについてストックマネジメント計画を策定し、コスト削減効果が試算されている。
包括的民間委託	下水道処理施設の維持管理業務について、複数年の民間委託を実施している。

2 経営課題の整理

将来の経営の基本方針を策定するため、「第 2 章 事業の概要」及び「第 3 章 将来の事業環境」で抽出した経営課題を表 4-3 に整理する。

表 4-3 経営課題の整理

分類	現状の課題	将来の課題
ヒト	・業務量に対して職員数が不足している。 ・若手技術職員が不足しており、技術の伝承に課題がある。	・現状の組織体制を今後も維持する予定である。今後もこの人員規模を維持する中で、業務効率化及び組織運営の最適化に向けた方策について検討を行う。
モノ	・いずれの事業も供給開始から 30 年前後が経過し、有形固定資産減価償却率が過去 5 年で上昇基調にあることから、今後は老朽化する施設設備が増加してくることが予測される。 ・施設の稼働率は農業集落排水事業において低い水準にあり、今後人口減少に伴う有収水量の減少に対して施設が過大となり、経営を圧迫する可能性がある。	・現時点で、施設及び設備の老朽化具合は深刻ではないが、施設の更新を行わない場合には経年劣化により、令和 56（2074）年度に「健全資産」が 0%となり、「経年化資産」が 35.6%、「老朽化資産」が 64.4%となる見通しとなった。

カネ	・農業集落排水事業において累積欠損金が生じているため、早急に解消する必要がある。 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業では流動比率が低い水準にあり、短期的な支払い能力に懸念を抱えている。 ・いずれの事業においても経費回収率が 100%を下回っており、使用料以外の収入で経費を賄っていることが示されている。水洗化率の向上や経費削減に加え、適切な使用料収入の確保を計画的に進めていく必要がある。 ・企業債残高対事業規模比率が比較的高い一方で、流動比率が低下してきており、将来的に財務的な安全性が低下する懸念がある。	・令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度、令和 14（2032）年度以降で費用が収益を上回り赤字となる。令和 14（2032）年度以降は経年で収益と費用の差は広がり、赤字幅は拡大する見通しとなった。 ・資金残高は令和 8（2026）年度以降は資金残高がマイナスとなり、経営が困難な状況に陥る見込みとなった。 ・経費回収率は経年で低下し、令和 56（2074）年度には約 19.1%となる見込みである。
----	--	---

3 経営改善に向けた取組

本項では、「平成 28（2016）年度策定の経営戦略の評価」及び「経営課題の整理」を踏まえ、計画期間内における経営改善に向けた取組を検討する（表 4-4 参照）。

表 4-4 経営改善に向けた取組方針

	経営課題	経営改善に向けた取組
ヒト	業務量に対して職員数が不足している。	費用の節約と業務の効率化の一環として、民間委託のさらなる活用を検討する。
	若手技術職員が不足しており、技術の伝承に課題がある。	若手職員の配属を担当課に要望するとともに、職員の技術水準を維持するために他の事業体との連携強化や、外部研修への参加を計画する。
モノ	中長期的視点では法定耐用年数を迎える施設が増加	計画的な設備の更新を行う必要がある。また施設のダウンサイジングや業務の集約化・広域化、浄化槽等の活用などについても検討を行う。
カネ	経費回収率が 100%未満であるため、現行の使用料金水準について検討が必要	現行使用料の設定が適正かについて評価し、使用料改定の必要性について検討を行う。

第5章 経営の基本方針

1 経営の基本方針

経営課題を踏まえ、経営の基本理念を「災害に強く、将来世代へ継承できる安心・安全な下水道」とし、また基本方針を「安心・安全な下水道」、「事業基盤の強化」、「持続可能な施設運営」とし、持続可能な経営を推進していく（図 5-1 参照）。

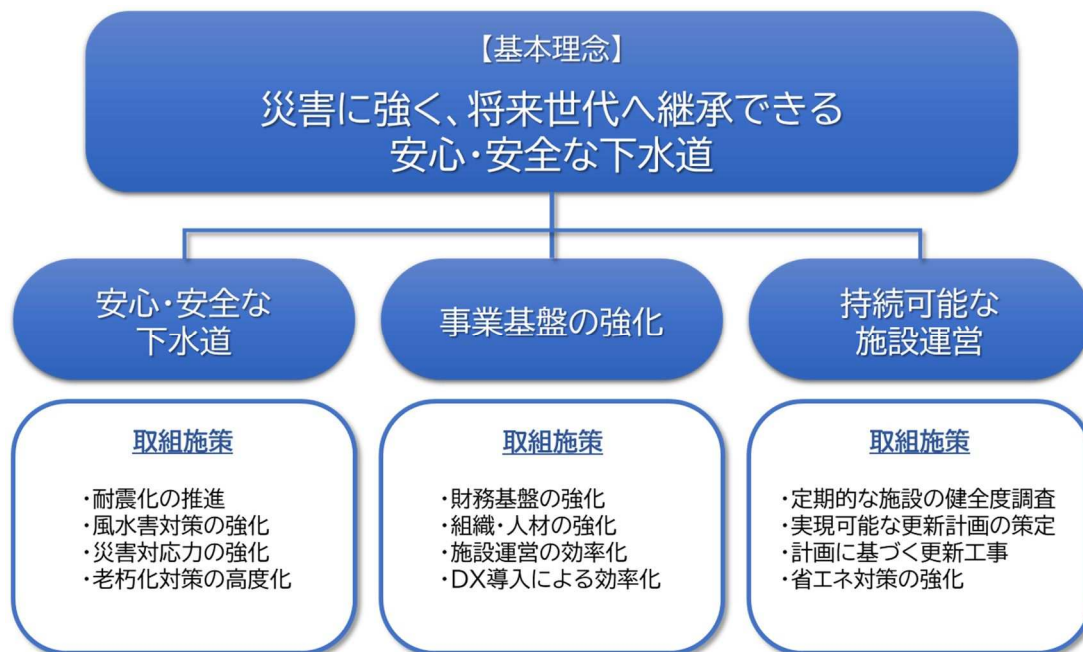


図 5-1 経営の基本理念及び基本方針

第6章 投資・財政計画

1 投資・財政計画策定の概要

「第3章 4.3 財政収支見通しの算出結果（p73）」で示したように、将来の事業環境の財政収支見通しの現状維持ケースでは、事業の継続が難しい。

本項では、財政的な健全性を確保した形で経営を行うために本町として達成すべき数値目標を設定し、計画の期間内（令和7～56（2025～2074）年度）の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」をはじめとする支出と、「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定する。

2 投資・財源試算（財政シミュレーション）

2.1 投資・財源試算の目標

本検討における投資・財源試算の数値目標を以下のとおり設定する。

1) 『収益的収支 黒字の維持』

収益的収支の黒字は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賄えていることが示される。収益的収支の将来予想では、「第3章 4.3 財政収支見通しの算出結果（p73）」で示したように、有収水量の減少によって使用料収入が低下傾向にあり、令和14（2032）年度以降で費用が収益を上回って、以降は赤字となる見通しである。そのため、目標達成のため経費削減及び料金改定等の収入増加によって、黒字を維持する。

(2) 『料金収入の1年分以上の資金残高水準を確保』

自然災害、感染症の拡大などの経営上の不確実なリスクに対し、一定期間料金収入がなかったとしてもサービスを継続できる水準として、料金収入の1年分以上の資金残高水準の確保を目指す。

2.2 財源確保ケースの検討

2.2.1 基本条件

目標値を達成するために収益的収支の黒字の維持、及び資金残高水準の改善の検討を実施する。

独立採算制の原則から、収益的収支の黒字の維持については、料金改定を実施することで改善を図る。また、資金残高水準を改善するため、財源確保の検討を行う。財源確保の手法には、料金改定、資本費平準化債⁵の活用、一般会計繰入金（基準外）などがある。

表 6-1 に各手法の特徴を整理する。いずれもメリット・デメリットがあるが、地方公営企業の独立採算制の原則からは、財源を一般会計繰入金（基準外）ではなく使用料改定または資本費平準化債の活用が望ましいといえる。

表 6-1 財源確保の手法とその効果・住民への影響

手法	主な財源上の効果	住民への影響	
		短期的	中長期的
使用料改定	・収益的収支の改善 ・資金残高の増加（収益的収支改善による）	大 住民負担の直接的な増加	大 負担の増加が継続
企業債の活用	・建設財源の確保 ・資金残高の増加（建設財源の確保による）	小 直接的な影響はほぼない	中 利息の負担が生じる
一般会計繰入金 （基準外）	・資金残高の増加	小 直接的な影響はほぼない	大 他の政策の財源が減少

資本費平準化債の起債条件は表 6-2 のとおりとする。

表 6-2 資本費平準化債起債条件

項目	条件
償還方法	元金均等
償還期間	10 年
据置期間	2 年
利率	1.40%

⁵ 資本費平準化債：污水处理整備に要した費用（償還金）は整備後の負担が重くなるため、償還金のうち、減価償却費相当額との差額にあたる部分を資本費平準化債として起債することで借り換えを行い、将来に負担を平準化し、世代間負担の公平を図るもの

2.2.2 財源確保ケースの検討

目標値を達成するために 2 パターンのケースを検討する。各ケースの設定条件については表 6-3 に示すとおりである。各ケースの結果一覧を図 6-1 及び図 6-2 に示す。

表 6-3 ケース比較表

	(比較) 現状維持ケース※	財源確保ケース①	財源確保ケース②
概要	使用料改定を行わず、 資金不足は考慮しない	料金改定＋起債で 資金不足を解消	財源確保ケース①に加え、 繰入金を一部活用し 資金不足を解消
使用料改定	・行わない	・黒字になるよう改定を実施 ・水道事業の料金改定年度とあ わせる ・改定後、5 年間は黒字が維持 できる改定率を設定する	・黒字になるよう改定を実施 ・水道事業の料金改定年度とあ わせる ・改定後、5 年間は黒字が維持 できる改定率を設定する
資金残高	・調整しない	・使用料収入の 1 年分の確保を 目標とする	・使用料収入の 1 年分の確保を 目標とする
企業債	・起債可能額の 10%を起債 (過去実績水準)	・資金残高の不足分について、 ①企業債 ②資本平準化債 の 順で賄う	・資金残高の不足分について、 ①企業債 ②資本平準化債 の 順で賄う
繰入金	・現在の考え方を維持 (追加の補填は行わない)	・現在の考え方を維持 (追加の補填は行わない)	・不足する場合は基準外繰入を 行い、資金残高を確保

※現状維持ケースの結果は 第 3 章 4.3 財政収支見通しの算出結果 を参照

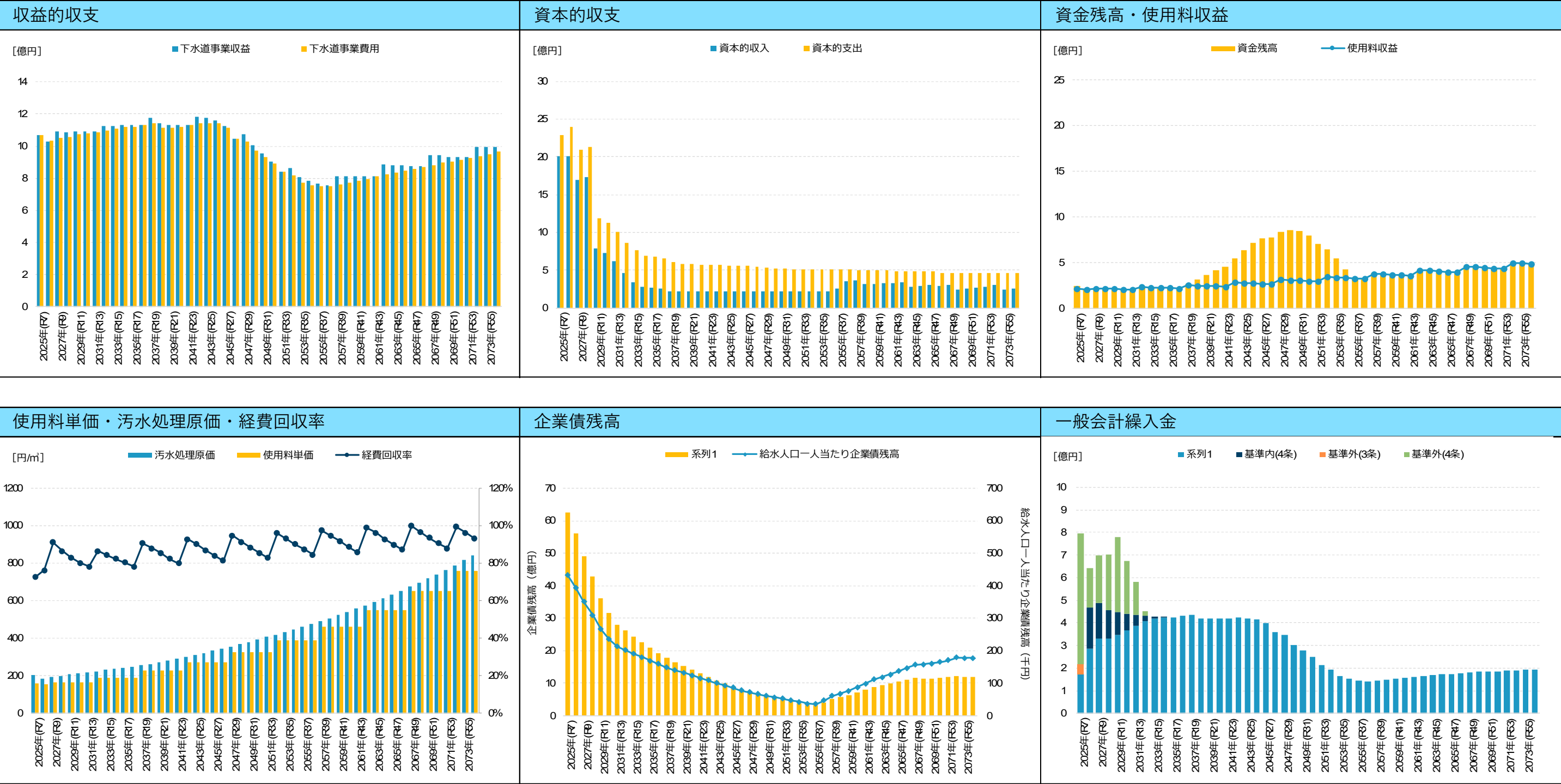


図 6-1 財源確保ケース① 結果一覧

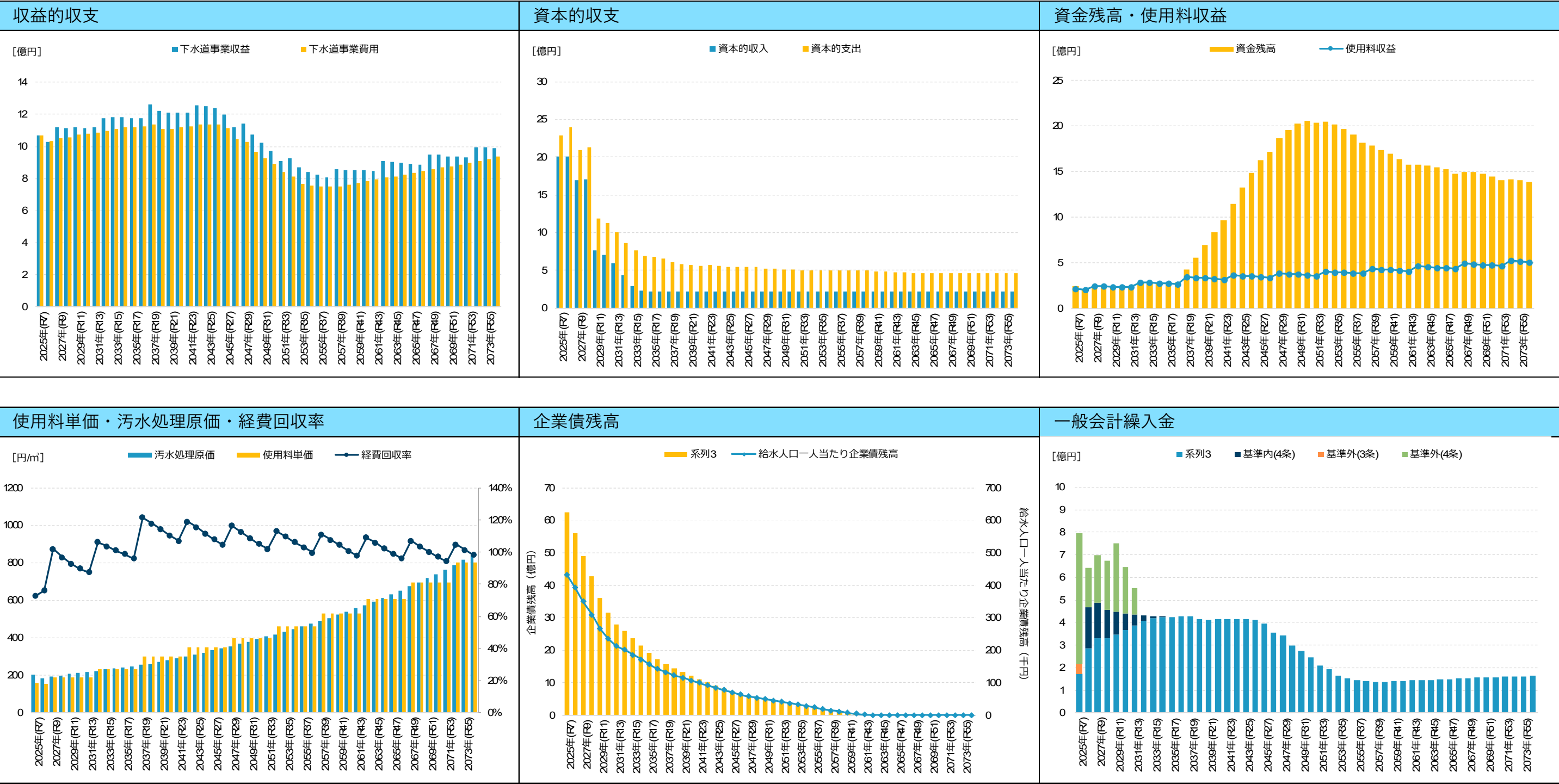


図 6-2 財源確保ケース② 結果一覧

2.3 採用ケースの決定

本計画においてどちらの改善ケースを採用するかについて、下記の通り検討を行い、財源確保ケース②を採用することとした。

財源確保ケース①及び②について、ともに料金改定を実施することで1つ目の目標である「収益的収支の黒字の維持」の達成は可能な見通しとなった。一方、2つ目の目標である「料金収入の1年分以上の資金残高水準を確保」について、財源確保ケース①については未達となる試算結果であった。

本町では令和6（2024）年度の能登半島地震及び能登半島豪雨の影響によって災害復旧事業が行われている。この影響で令和10（2028）年度まで資本的収支において、収入、支出ともに大幅に膨れ上がることに加え、同時期に企業債の償還が重なることで、短期的には資金需要が大幅に高まる予想となっている。そのため、財源確保ケース①では令和8（2026）年度から令和20（2038）年度の間資金残高がマイナスになることが見込まれ、経営が困難になることが示された。

財源確保ケース②ではその期間の資金不足に対し令和13（2031）年度までは4条基準外繰入による補填を行うことで資金残高を確保し、安定な経営が行える見通しとなった。

財源確保ケース②での料金改定率を表6-4に、総括表を表6-5及び表6-6に示す。

表 6-4 財源確保ケース② 料金改定率

年度	改定率	使用料単価		令和8年度比
		改定前	改定後	
令和9	20%	154.98 円/m ³	185.88 円/m ³	120%
令和14	25%	185.88 円/m ³	232.23 円/m ³	150%
令和19	30%	232.23 円/m ³	301.74 円/m ³	195%
令和24	15%	301.74 円/m ³	346.92 円/m ³	224%
令和29	15%	346.92 円/m ³	398.89 円/m ³	257%
令和34	15%	398.89 円/m ³	458.66 円/m ³	296%
令和39	15%	458.66 円/m ³	527.39 円/m ³	340%
令和44	15%	527.39 円/m ³	606.42 円/m ³	391%
令和49	15%	606.42 円/m ³	697.32 円/m ³	450%
令和54	15%	697.32 円/m ³	801.78 円/m ³	517%

表 6-6 財源確保ケース結果 (2/2)

[illegible][illegible]

		単位：千円																									
資金 収 支	① 損益勘定留保資金	203,063	186,713	160,702	149,176	142,302	139,097	138,351	140,170	142,760	145,345	147,914	150,705	150,615	153,208	154,615	156,020	157,855	160,816	160,536	162,331	164,510	164,601	167,082	169,819	171,974	
	② 損益	69,554	110,599	98,350	86,130	74,952	61,676	106,352	93,182	81,196	66,783	53,565	101,068	88,146	72,634	58,499	44,245	96,084	79,447	64,185	48,820	34,810	87,119	70,698	54,228	39,133	
	③ 資本の収支不足額	-288,374	-286,894	-285,030	-285,030	-285,030	-283,208	-279,713	-277,857	-272,888	-269,826	-261,514	-253,201	-244,978	-242,325	-241,644	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	-241,495	
	差引き①+②+③	-15,757	10,418	-25,978	-49,724	-67,776	-82,435	-35,010	-44,505	-48,932	-57,698	-60,035	-1,428	-6,217	-16,483	-28,530	-41,230	12,444	-1,232	-16,774	-30,344	-42,175	10,225	-3,715	-17,448	-30,388	
	資金残高	2,037,485	2,047,904	2,021,926	1,972,203	1,904,427	1,821,992	1,786,983	1,742,478	1,693,547	1,635,849	1,575,815	1,574,387	1,568,170	1,551,688	1,523,158	1,481,929	1,494,373	1,493,142	1,476,368	1,446,024	1,403,850	1,410,275	1,410,361	1,392,913	1,362,526	

業務量	水洗化入口（人）	9,445	9,301	9,160	9,021	8,884	8,751	8,617	8,487	8,359	8,232	8,108	7,986	7,866	7,746	7,631	7,517	7,404	7,293	7,185	7,076	6,971	6,867	6,764	6,664	6,565
	年間有収水量（m）	910,845	894,471	880,874	867,554	856,696	841,543	828,721	816,203	806,091	791,665	779,736	768,011	758,547	744,945	733,900	722,872	713,980	701,377	690,937	680,488	672,261	660,378	650,517	640,863	633,118
	経費回収率（%）	101.0%	113.2%	109.7%	106.2%	103.2%	99.7%	111.1%	107.6%	104.5%	101.6%	97.8%	109.0%	107.2%	102.2%	99.1%	103.5%	107.2%	104.3%	100.3%	97.1%	94.4%	104.8%	101.5%	98.4%	95.6%
	汚水処理原価（円/m）	391.44	405.19	418.26	431.71	444.43	459.93	474.79	490.10	504.53	522.30	539.16	556.55	572.94	593.19	612.23	632.01	650.66	673.51	695.22	717.81	738.88	764.90	789.64	815.13	839.10
	使用料単価（円/m）	398.89	458.66	458.65	458.64	458.65	458.64	527.39	527.37	527.39	527.38	527.36	606.42	606.40	606.43	606.41	606.39	697.32	697.29	697.27	697.31	697.29	801.78	801.83	801.81	801.77
使用料改定率（%）	0%	15%	0%	0%	0%	0%	0%	15%	0%	0%	0%	0%	15%	0%	0%	0%	0%	15%	0%	0%	0%	0%	15%	0%	0%	0%

[illegible][illegible]

第7章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討 予定の取組

1 投資についての考え方

1.1 広域化、共同化、最適化に関する事項

「第 2 章 2.5 広域化・共同化・最適化の実施状況（p14）」で示したように、石川県が進めている「石川県生活排水処理事業広域化・共同化計画（令和 5 年度）」において本町は能登中央ブロックに属し、広域化・共同化の検討を進めている。中期的な方針として特定環境保全公共下水道を含む公共下水道処理区の統廃合を進めることとなっている。

今後も、引き続き下水道事業の効率的な運営に向けた課題を近隣団体と共有し、広域化・共同化・最適化の推進に努め、より効率的な事業運営の可能性について検討する。

1.2 投資の平準化に関する事項

本町の下水道事業は供用からおおよそ 30 年が経過しており、現時点では更新需要は高まっているものの、各事業の供用開始後年数が 40 年を超える令和 10（2028）年代後半からは、既設管渠の本格更新時期を迎えることとなる。そのため、ストックマネジメントによる投資の平準化は、効率的な下水道事業の運営にとって最重要課題である。

今後の方向性として、本格的なストックマネジメントの運用による総合的なリスク評価により、財政とのバランスがとれた更新計画を立てることができるようになる。管渠や施設の長寿命化については、必要性や優先順位の再検証を行い、計画の見直しを行う。

1.3 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等）（PPP/PFI など）

現時点で投資に係る民間活力の活用はしていないものの、改築や更新に要する費用は増加が見込まれることから、今後は、最新知見や他自治体の事例等の情報を収集するとともに、設計・施工一括発注方式等、民間との新たな契約形態について検討し、より効率的な事業運営の可能性について検討する。

1.4 その他の取組

未普及地域の解消及び水洗化率向上と併せて維持管理費の削減等の経営努力を継続する。また、処理場の機器更新時に省エネルギータイプの機器導入を検討し、電力等のエネルギー消費量の削減に努める。

2 財源についての考え方・検討状況

2.1 使用料の見直しに関する事項

今回の経営戦略では「第 6 章 2.3 採用ケースの決定 (p89)」で示したように料金改定による財源確保を前提とした投資・財政計画の検討を行った。しかし、事業の状況により今回設定した将来値の条件が大きく変わることもあるため、定期的に投資・財政計画の見直しが必要である。使用料の見直しは、3～5 年に一度の経営戦略見直し（ローリング）の時期だけでなく、事業計画に大幅な変更が生じた際に実施するものとする。

2.2 資産活用による収入増の取組について

「第 2 章 2.6.2 資産活用の状況 (p15)」で示したように、本町では令和 7 (2025) 年 3 月から鹿島中部クリーンセンターにおいて、能登地域で初めて自治体として太陽光 PPA サービスを導入する。設備規模は太陽光パネル容量 193.5kW であり、本施設にてその発電分を消費する。これをきっかけに町全体での脱炭素化を推進しつつ、今後は未利用の土地の活用等、収入増加の可能性について検討する。

2.3 その他の取組

収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討していく。

3 投資以外の経費についての考え方・検討状況

3.1 民間活力活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現在は「第 2 章 2.6.1 民間活力の状況 (p15)」で示した内容について民間委託を実施している。今後も民間事業者に委託している下水道施設の運転や設備などの保守点検の業務内容を精査し、合理化を図りながらコスト削減に取り組む。

また管渠施設の効率的な維持管理のため、PPP/PFI 手法の一つである「包括的民間委託」の検討についても情報収集を行い、今後、実行可能性やメリット・デメリット等の検証を行う。

3.2 職員給与費に関する事項

令和 2（2020）年度現在、2 名で下水道関連業務を担当している。今後は、ストックマネジメント計画に基づく点検・調査及び修繕等維持管理業務の増加、施設の改築更新の本格化による事業量の増加が予想されるため、一定の職員数の確保が必須となる。現状の職員数を確保しながら、民間委託の活用等により業務の効率化を図り、円滑な業務遂行に努める。

3.3 動力費に関する事項

令和 7（2025）年 3 月から鹿島中部クリーンセンターに導入する太陽光 PPA サービスと、既存のバイオマス発電設備によって、温室効果ガスの排出抑制をしつつ動力の確保を目指す。

3.4 薬品費に関する事項

複数業者からの積算を実施する等、包括的民間委託の検討も含めて更なる経費削減に努める。

3.5 修繕費に関する事項

効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、施設の長寿命化を図りながら修繕費の抑制に努めていく。

3.6 委託費に関する事項

これまでも施設の維持管理、点検、水質分析等の業務を複数年契約で民間委託し効率的な管理と経費削減に努めている。今後は包括的民間委託の検討を行い、更なる効率化や合理化による経費削減を検討し、下水道事業サービスの質の向上に努める。

3.7 その他の取組

特になし。

第8章 経営戦略の事後検証

1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立

経営戦略は、「経営基盤の強化と財政マネジメントの向上」を目的としており、計画を策定して終わりではなく、進捗管理を行うとともに、見直しを行っていく PDCA サイクル（図 8-1 参照）を確立していく必要がある。

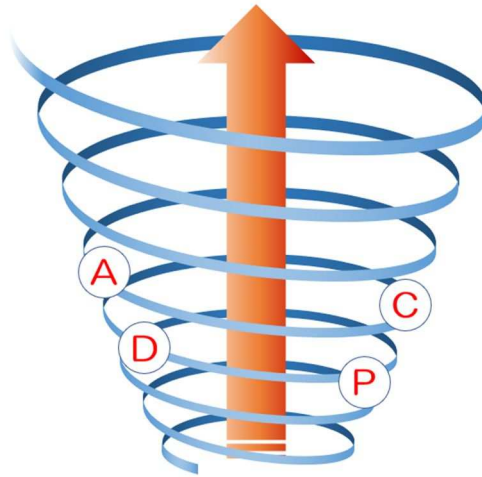


図 8-1 PDCA サイクルイメージ

2 進捗管理について

本計画における経営の基本方針に基づいた施策を実施していく中で、取組の進捗状況及びその効果について定期的に評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。また、投資計画の進捗状況と財政状況を確認し、モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められる場合には見直しや再検討を行う。

なお、本計画に書かれていないものであっても、将来の目標の達成や目指すべき下水道事業の実現に必要なことと判断される場合は、変更及び見直しを行い、適切に計画に反映させていくものとする。

表 8-1 今後の取組及び目標と評価方法

	経営改善に向けた取組	目標及び評価方法	評価時期
ヒト	費用の節約と業務の効率化の一環として、民間委託のさらなる活用を検討する。	あらたな業務委託や包括的民間委託についての情報を収集し、導入が検討されている。	毎年度
	若手職員の配属を担当課に要望するとともに、職員の技術水準を維持するために他の事業体との連携強化や、外部研修への参加を計画する。	・若手職員の配属を要望する。 ・外部の研修や勉強会へ、年 1 回以上参加する	毎年度
モノ	計画的な設備の更新を行う必要がある。また施設のダウンサイジングや業務の集約化・広域化、浄化槽等の活用などについても検討を行う。	・施設及び設備の計画的な更新計画が策定されている。	毎年度
カネ	現行使用料の設定が適正かについて評価し、使用料改定の必要性について検討を行う。	・適正な使用料の水準の評価を行い、使用料改定の必要性が検討されている。	令和 9 年度

3 経営戦略の見直しについて

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月、総務省）によれば、経営戦略策定後 3～5 年に一度見直しが必要とされている。

本町においては、今回策定した内容を踏まえ、令和 12（2030）年度に経営戦略の見直しを実施する。